

対馬市告示第108号

平成25年第4回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成25年11月26日

対馬市長 財部 能成

1 期 日 平成25年12月6日(金)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

春田 新一君	小島 徳重君
入江 有紀君	船越 洋一君
淵上 清君	脇本 啓喜君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
長 信義君	波田 政和君
上野洋次郎君	齋藤 久光君
堀江 政武君	小宮 教義君
初村 久藏君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	山本 輝昭君
作元 義文君	

○12月9日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○12月11日に応招しなかった議員

兵頭 栄君

議事日程(第1号)

平成25年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 認定第1号 平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第9 認定第2号 平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて(継続審査)
- 日程第10 認定第3号 平成24年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について(継続審査)
- 日程第11 認定第4号 平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について(継続審査)
- 日程第12 認定第5号 平成24年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について(継続審査)
- 日程第13 認定第6号 平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳
出決算の認定について(継続審査)
- 日程第14 認定第7号 平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出
決算の認定について(継続審査)
- 日程第15 認定第8号 平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決
算の認定について(継続審査)
- 日程第16 認定第9号 平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について(継続審査)
- 日程第17 認定第10号 平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決

算の認定について（継続審査）

- 日程第18 認定第11号 平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定について（継続審査）
- 日程第19 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第20 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第21 議案第77号 平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第78号 平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第79号 平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第80号 平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第81号 平成25年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第82号 平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第83号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第84号 平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第85号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第86号 平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第87号 対馬市情報センター条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第88号 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第89号 対馬市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第90号 対馬市水道条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第91号 対馬市簡易水道条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第92号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第93号 対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第38 議案第94号 対馬市職員の給与の臨時特例に関する条例

- 日程第39 議案第95号 対馬市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 日程第40 議案第96号 対馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第41 議案第97号 新市建設計画の変更について
- 日程第42 議案第98号 対馬市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第99号 対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第100号 対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第101号 対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第102号 対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第103号 対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第104号 対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第105号 対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第106号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第107号 対馬市子どもデイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第108号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第109号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第110号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第111号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(貝口地区)
- 日程第56 議案第112号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(久原地区)
- 日程第57 議案第113号 港湾区域内公有水面の埋立てについて (厳原港湾)
- 日程第58 議案第114号 損害賠償の額の決定について
- 日程第59 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第60 諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第61 同意第10号 対馬市名誉市民の選定について
- 日程第62 請願第3号 対馬いづはら病院跡利用に関する請願書
- 日程第63 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第7 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 認定第1号 平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)
- 日程第9 認定第2号 平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について (継続審査)
- 日程第10 認定第3号 平成24年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (継続審査)
- 日程第11 認定第4号 平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (継続審査)
- 日程第12 認定第5号 平成24年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (継続審査)
- 日程第13 認定第6号 平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について (継続審査)
- 日程第14 認定第7号 平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について (継続審査)
- 日程第15 認定第8号 平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について (継続審査)
- 日程第16 認定第9号 平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (継続審査)
- 日程第17 認定第10号 平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について (継続審査)

算の認定について（継続審査）

- 日程第18 認定第11号 平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定について（継続審査）
- 日程第19 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度対馬市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第20 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第21 議案第77号 平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第78号 平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第79号 平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第80号 平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第81号 平成25年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第82号 平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第83号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第84号 平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第85号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第86号 平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第31 議案第87号 対馬市情報センター条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第88号 対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第33 議案第89号 対馬市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第34 議案第90号 対馬市水道条例の一部を改正する条例
- 日程第35 議案第91号 対馬市簡易水道条例の一部を改正する条例
- 日程第36 議案第92号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第37 議案第93号 対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第38 議案第94号 対馬市職員の給与の臨時特例に関する条例

- 日程第39 議案第95号 対馬市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 日程第40 議案第96号 対馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第41 議案第97号 新市建設計画の変更について
- 日程第42 議案第98号 対馬市公民館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第99号 対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第100号 対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第101号 対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第102号 対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第103号 対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第104号 対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第105号 対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第106号 対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第107号 対馬市子どもデイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第108号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第109号 対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第110号 あそうベイパークの指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第111号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(貝口地区)
- 日程第56 議案第112号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(久原地区)
- 日程第57 議案第113号 港湾区域内公有水面の埋立てについて (厳原港湾)
- 日程第58 議案第114号 損害賠償の額の決定について
- 日程第59 諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第60 諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第61 同意第10号 対馬市名誉市民の選定について

日程第62 請願第3号 対馬いづはら病院跡利用に関する請願書

日程第63 陳情第4号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

出席議員（21名）

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 瀧上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 堀江 政武君	14番 小宮 教義君
15番 初村 久藏君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 山本 輝昭君
21番 作元 義文君	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君

観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
総務課長	根々 英夫君
市民生活部長	藤田 雄二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君
代表監査委員	長岡 豊明君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） おはようございます。報告をします。

配付しております議案第77号、平成25年度一般会計補正予算書（第5号）中、第2表債務負担行為補正について、配付の正誤表のとおり訂正の申し出がっております。上程前の議案でありますので、議長がこれを許可しております。

ただいまから、平成25年第4回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、堀江政武君及び小宮教義君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付いたしております会期日程案のとおり、本日から12月18日までの13日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月18日までの13日間に決定しました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長（作元 義文君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

第3回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。なお、後ほど委員長から詳しい報告を受けますが、国境離島特別措置法の制定に向けた国会議員要望を10月9日、10日の両日に行っております。また、全国離島市町村議会議長会においても、国境離島関係市町村議長による同様の国会議員要請活動が10月21日に行われておりますので、あわせて報告をいたしておきます。

次に、委員派遣に関する各常任委員会の調査報告があっております。総務文教常任委員会は、彦根市、福岡市及び武雄市を訪問し、一支国博物館、よりあい処つしま及び武雄市図書館について、厚生常任委員会は雲仙市、佐賀市及び福岡市を訪問し、障害者就労支援、水質改善及び家庭的保育事業について、産業建設常任委員会は、鹿児島市を訪問し、遊休農地バンク制度、観光農業公園事業及びかごしまプロモーション推進室の組織等について、それぞれ視察、調査研究を行っております。詳細につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりであります。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長（作元 義文君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出があっておりますので、これを許可します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日ここに平成25年第4回対馬市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、9月定例会以降、今日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、地域再生推進本部関係でございますが、長崎県議会防衛関連産業振興等雇用対策特別委員会の現地調査についてでございます。

11月18日、長崎県議会防衛関連産業振興等雇用対策特別委員会の委員12名により、国境離島問題についての現地調査が行われました。

意見交換会では、対馬市の現状を説明するとともに、国境離島が我が国に重要な役割を担っていることの特異性及び重要性を説明し、島民が継続して居住することで、領土、領海、領空の保全という国家的、国民的役割を果たしていること、さらには、ほかの離島の支援策よりさらに特化した強力な支援対策が必要であることなど、国境離島特別措置法（仮称）の必要性を強く申し上げたところです。

次に、観光物産推進本部関係でございます。

「よりあい処つしま」のグランドオープンについてです。11月22日、対馬市福岡事務所を併設し、対馬の情報発信の拠点として、対馬への誘客を目指す「よりあい処つしま」が福岡市博多駅前にグランドオープンしました。

オープンに当たり、日航ホテルにおいて作元議長、山本副議長、小田産業建設常任委員長、小宮産業建設常任副委員長、脇本厚生常任委員長の出席をはじめ、66名の御臨席を賜わり記念祝賀会を終えることができました。

また、「よりあい処つしま」には、林立するビル街に古民家移築の話題性とロコミ効果で多くの方々の来店があり、オープンから3日間で飲食部門に334人、物販部門には約350名のお客様が御来店いただきました。今後は運営主体の一般社団法人対馬観光物産協会と連携し、対馬の新鮮な旬の食材の提供に努め、対馬を堪能していただき、対馬ファンの裾野を広げていく活動と集客イベントを積極的に展開してまいりたいと考えております。

次に、対馬アートファンタジア2013についてです。

本年度は、会場エリアを上対馬町比田勝まで広げ、厳原町では半井桃水館、有明荘などを展示会場に、10月5日から11月24日まで実施いたしました。

展示会場には、昨年までに制作いたしました作品も展示し、対馬の豊富な自然と現代アートの作品を鑑賞する観光客が多く見られました。また、市民にとっても現代アートを活用したまちづくりに興味や関心を持っていただいたものと考えております。

次に、「ひるかわMAIKA祭2013」についてです。

11月3日、本市の木でもある「ひとつばたご」が縁で姉妹締結をしている岐阜県中津川市蛭川で開催されました「ひるかわMAIKA祭2013」に出席いたしました。会場では、地元でとれた秋の味覚を楽しむ農産品などが販売されており、その中で対馬からも海産物やとんちゃんを販売しましたが、恒例の出店とあって蛭川の食卓に歓迎され、多くの方々に御購入いただきました。

次に、朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会瀬戸内大会についてです。

本市が事務局を務めます朝鮮通信使縁地連絡協議会の全国交流会瀬戸内大会が、11月2日から2日間の日程で瀬戸内市牛窓町で開催され、出席いたしました。

初日の総会では、朝鮮通信使をユネスコの記憶遺産として最短で2017年の登録を目指し活動していくことが確認され、最終日には市民団体による恒例の朝鮮通信使行列の再現で閉幕いたしました。

次に、対馬釜山事務所開設10周年記念についてであります。

11月26日、韓国における対馬の総合窓口として、平成15年4月に開設しました対馬釜山事務所の10周年記念式典を釜山市コモドホテルで開催をいたしました。式典には影島区庁長をはじめ、この10年の時を共有した約50名の皆様の御臨席と、釜山日本人学校の生徒児童の御支援もいただき、記念式典を実施することができました。

次に、市民生活部関連でございます。対馬市一般廃棄物処理基本計画の見直し策定についてです。

平成18年2月に策定されました一般廃棄物処理基本計画の見直しを行い、その見直し計画を本年11月に策定いたしました。見直し後の本計画では、今後の対馬市の廃棄物行政の方向性を示すとともに、ごみの減量化を推進し、循環型社会の形成と環境の保全に向けた取り組みを市民、事業者、市が共同で進めていくこととしております。

次に、福祉保健部関連でございます。対馬いづはら病院、中対馬病院の利活用についてです。

対馬いづはら病院、中対馬病院の既存施設の利活用について検討審議していただいております。対馬いづはら病院・中対馬病院跡利用計画検討委員会の第4回目を、平成25年10月2日に、また第5回目を平成25年12月4日に、豊玉地域活性化センター3階大会議室において開催し、委員会のまとめとして提言書が決議され、後日私のほうへ送達される運びとなっているところであります。

次に、生活保護者に係る不正利得返還の件及び入所者の処遇についてであります。

本年、第3回対馬市議会定例会において、社会福祉法人秀優会が市に返還すべき額を3,800万円余りと報告させていただいておりましたが、これとは別に利用者個人負担分、公費負担分の返還も加わり、返還を求めた総額は4,279万円余りとなりました。

グループホームあゆの郷には、現在16人が入所されております。本来、利用者の転居先の確保は事業者の責務であります。指定取り消し発表の日から2カ月を経過しても事業所の動きが鈍く、市が行動を起こさざるを得ませんでした。

市は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所生活介護施設等を訪問し、災害等に準じた緊急避難入所のお願いを行った上で、入所者家族の会にもその旨お話をさせていただき、転居を容認いただきました。

また、訪問した事業所の御理解と御支援、あわせて長崎県からも事業所に対し協力要請をしていただいたこともあり、転居できるめどが立ったところです。

なお、施設整備は第5期介護保険事業計画に基づき行っておりますが、今回指定取り消しによって1事業所2ユニット、定員18人の施設が不足することから、総定員を確保するため新たな整備が急務となりましたので、厳原町管内にグループホームの開設を計画しております。

既に事業者の募集も終え、複数の法人が意思表示をされましたが、申請期限の12月2日までに申し込みがあったのは1法人だけにとどまりました。これから先書類審査や選定委員会の開催を経て、設置の可否を決定したいと考えております。

新しい施設は、平成26年10月の開所を目指しており、グループホームあゆの郷から退所を余儀なくされ、ほかの施設へ転居される方々が最優先で入所できる施設といたします。入所者御本人、御家族、関係者の皆様には多大な御迷惑をおかけすることを陳謝いたしますとともに、御理解をいただきたく思います。

次に、民生委員・児童委員、主任児童委員の委嘱についてです。

民生委員・児童委員並びに主任児童委員の一斉改選に伴う委嘱状の伝達式を、12月2日対馬市公会堂で開催しました。今回の改選では、民生委員・児童委員132名、主任児童委員13名のあわせて145名の方々に委嘱状が伝達されました。

委員に就任されます皆様には、市内各地域の福祉向上のために御協力をお願い申し上げますとともに、今回の改選をもって退任されました皆様には、これまで多大な御尽力をいただきましたことに対し、深く感謝の意を表するものでございます。

なお、任期は本年12月1日から3年間でございます。

次に、農林水産部関連でございます。

宮中献穀事業についてですが、厳原町豆穀の赤米で実施しております宮中献穀事業について経過を御報告いたします。

本年3月10日に、宮中献穀対馬市奉賛会を設立し、事業を進めてまいりましたが、10月30日、献穀者の主藤公敏、紀佐子様御夫妻と宮中へ参内し、無事献納してまいりました。

豆穀地区の皆さんはもちろんのこと、全市民の御協力を得て事業を実施できたことを御報告させていただきます。まことにありがとうございました。

また、10月14日に抜穂祭が開催された際、岡山県総社市の片岡市長、相川七瀬赤米諮問大使との会談の中で、赤米を未来に残すため我々で何ができるのか語り合いました。全国では、鹿児島県南種子町を加えた3カ所だけで赤米をつくり守っています。

現在、この3市町で赤米の保存・活用を全国へ情報発信するために、「赤米に関する自治体交流」を結ぶことを計画しております。合意が整えば、合併10周年記念式典前後に調印式を行

うことで準備を進めているところです。

対馬食通祭についてです。

この事業は、国の離島活性化交付金を活用した対馬産物消費拡大事業として、今年度より27年度までの実施予定であります。事業は、対馬島内での消費拡大と島外からの観光客を含めて、食によるイベントを通じ対馬産農林水産物の消費拡大と需要拡大をしていこうとするものです。11月9日に厳原町漁協荷捌き所付近でオープニングイベントを開催し、1,000人以上の来客でにぎわいました。

また、今年度は12月14日、15日に中間イベントを、来年の1月26日にエンディングイベントを実施する予定にしており、約3カ月間の期間、市内の44店舗が協賛店として参加していただき、対馬産農林水産物を活用した料理や加工品が提供されておりますので、島内での消費拡大が推進できるものと期待をしております。

次に、燃油高騰対策に係る要望活動についてでございます。

11月13日、漁業用の燃油高騰対策につきまして、対馬市漁業協同組合長会の部原会長や各漁協の代表理事組合長さん方と一緒に東京に赴き、林芳正農林水産大臣をはじめとし、本川水産庁長官や県選出の国会議員の先生方8人にお会いし、「漁業経営セーフティネット構築事業の見直しを求める要望書」を提出してまいりました。

その中で、農林水産大臣や水産庁長官及び県選出国会議員の先生方は、燃油高騰の影響を大変危惧しておられ、今後も制度見直しや支援策を十分に検討し、安定した漁業経営ができるよう努めていきたいとの力強いお言葉をいただきました。

また、今後の漁業のあり方として、燃料をあまり消費しない定置網など、新たな漁業の構築や加工による付加価値を高め、雇用を確保することも重要であるとの御指摘を受けたところでございます。

いずれにしても、今回は私が中心というより、漁業者を代表して組合長さん方が一致団結され、東京まで出向かれたことが評価されたものであり、今後このような問題は市民の皆様方と一緒に国への支援をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会関連でございます。対馬上地区連携型中高一貫教育についてです。

平成26年4月1日から、長崎県立上対馬高等学校と対馬市立比田勝中学校及び対馬市立佐須奈中学校の3校が連携型中高一貫校としてスタートいたします。

これは、対馬上地区の生徒の教育を充実させたいという地域や保護者の願いと、地域の教育の要である上対馬高校を残したいという県教委の思いが一つになって実現したものです。この連携型中高一貫教育により、対馬上地区の教育のさらなる質の向上を目指します。そして、地域の活性化と上対馬高校の末永い存続を期待するものです。

具体的な取り組みに関しましては、6年間を見通した教育課程の編成、授業の相互乗り入れ、合同行事の開催、部活動の合同練習、合同職員会、到達度テストの実施等を予定しております。

次に、消防本部関連でございます。

豆駝分遣所整備状況についてでございますが、豆駝分遣所の整備につきましては、周辺道路用地の購入も完了し、分遣所本体の工事を9月の中旬に着手しております。また、高規格救急自動車の入札も終わり、現在製作に取りかかっているところでございます。消火車両につきましても、年内に納車予定で、納車後訓練に着手する予定にしております。

以上、9月定例会以降の主な事項について申し上げます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、専決処分の承認2件、平成25年度一般会計補正予算等10件、条例の制定及び一部改正等9件、対馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定1件、新市建設計画の変更1件、指定管理者の指定13件、新たに生じた土地の確認及び区域変更2件、公有水面の埋め立て1件、損害賠償の額の決定1件、諮問2件、同意1件など、合わせて43件の案件について御審議をお願いするものでございます。内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜わりますようお願い申し上げます。

なお、本会期中に追加議案として木材破砕機購入による「財産取得契約の締結について」、「厳原港湾区域内公有水面の埋め立てについて」、「消防救急デジタル無線設備整備工事による工事請負契約の締結について」の3議案を上程することとしておりますので、あわせて御審議くださいますようお願いいたします。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（作元 義文君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第5、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 改めましておはようございます。産業建設常任委員会の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員会所管事務調査報告書、平成25年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、平成25年10月22日に全委員出席のもと、本石観光物産推進本部長、阿比留農林水産部長、堀建設部長、各担当課長6名の出席を求め、ヒジキ養殖の取り組みについて（鴨

居瀬)、対馬栽培漁業振興公社の施設概要及び平成24年度事業決算報告について、レザークラフト事業の取り組み状況について、多久頭魂神社(豆殿)の観光活用に係る整備についての4件について調査研究を行いました。

まずはじめに、ヒジキ養殖についてですが、鴨居瀬住民センター2階会議室において、美津島町漁協小島組合長、同勝木鴨居瀬支所長、中島ヒジキ部会長、他関係者7名の出席のもと説明を受けました。

鴨居瀬地区におけるヒジキ養殖への取り組みについては、平成21年度に養殖希望者を募りヒジキ部会が設立され、設立当時は会員12名でありましたが、事業が順調に進捗していることが実を結び、現在23名の会員となっております。

「ヒジキの養殖方法は、延べ縄式養殖(ロープ1本当たり100メートル)で、11月から12月に苗付けをし、半年で生産が可能である」、「新芽採取や養殖技術は年々向上し、ヒジキの長さが3メートル20センチまで成長したこともある」、「一方、新芽の成長に比例して雑魚(アイゴ、黒魚、カワハギ、ボラなど)による食害被害が深刻で、その対策が今後の課題である」とのことでした。

食害の対応策として、周囲を網で囲んでいるが、魚が環境に慣れ、それほどの効果が上がっておらず、これまでに網にかかった魚種は黒魚、カワハギである。また、磯焼け対策の一環として、苗をつけたロープをそのまま移動させ、藻場造成を試みた結果、かじめ・ヒジキの発芽が確認できた場所もあったということです。

養殖ロープは3年から5年で取り替えており、取り替えたロープをヒジキ等が全く採取できない場所に移動させることで、磯焼け対策にも一定の成果が確認されたことから、市当局には調査を含めた委託料等の予算化を望みます。

次に、財団法人対馬栽培漁業振興公社についてであります。公社事務室において小島常務理事から説明を受けました。

対馬栽培漁業振興公社は、平成8年1月29日に美津島町久須保711番地11に設立され、出資額10億900万円で県が5億円、対馬市が5億900万円の出資をし、対馬地域の海域特性にあった沿岸性魚介類の種苗を安定的に確保、供給することにより栽培漁業の推進を図り、対馬地域の沿岸漁業の振興発展に寄与することを目的に、平成11年11月から事業を開始しております。

本公社において、目的の魚類種苗の生産は施設整備がされていないため行われておらず、アコヤガイの需要減、放流環境の劣化等によるアワビ、アカウニ等の放流の激減などにより、事業を維持することが厳しい状況であるとの説明を受けました。よって、目的を達成するため、公社役員が一体となり対馬水産業普及指導センターなどと連携を図った今後の事業展開を期待いたします。

す。

次に、レザークラフト事業の取り組みについて、伝承館内のレザークラフト工房において、島おこし協働隊、山下隊員の説明を受けました。商品の販路については、対馬空港及び厳原町等で限定販売を行っており、また島内外のイベント等において展示する程度で、対馬市が目指す島の新産業に発展するには費用対効果を考えたとき、幾つかの難題が予想されます。

なお、平成24年度のレザークラフト島おこし事業の支出済み額は596万9,052円となっております。

また、山下隊員は任期終了後、来年の4月からNPO法人に所属し、新たな活動を展開することであるため、改めて指導者の確保が必要であり、平成25年度対馬市一般会計補正予算(第3号)で可決された対馬猪鹿活用促進事業の展開を期待するところであります。

次に、多久頭魂神社(豆殿)の観光活用に係る整備については、神社境内で本石宮司から説明を受けました。当神社には梵鐘をはじめ、国指定の重要文化財が4点もあり、観光客も年々増加しております。また、10月30日には新嘗祭献穀献納式において、豆殿地区の赤米を天皇皇后両陛下に献上していることから、さらに観光客の増加が予想されます。

市道から境内の駐車場には、大型バスが乗り入れできないことから、観光客は山際から徒歩で山道を通り抜けて神社を見学している状況であります。大型バスが乗り入れできない距離は、約200メートル程度であり、市道の道路改良を早急に行う必要があると思われまます。豆殿区長から市当局に要望書が提出されていると聞いておりますが、あわせて観光客が増加していることを考慮し、神社付近へ公衆トイレを新設されることを望みます。

最後になりましたが、今回の調査におきまして、お忙しい中御出席いただきました各関係の皆様には、御意見等をお聞かせいただき、調査研究の目的が達成できましたことに厚くお礼申し上げます。

以上で、産業建設常任委員会の調査報告といたします。

○議長(作元 義文君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長(作元 義文君) 日程第6、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

委員長、長信義君。

○議員(9番 長 信義君) 国境離島活性化対策特別委員会の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会の調査状況を、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

本委員会は、平成25年10月7日月曜日、午前10時より対馬市役所4階応接室において委員全員出席、行政側より財部市長、比田勝副市長、平間地域再生推進本部長の出席を求め、第3回特別委員会を開催いたしました。

調査の内容は、国境離島特別措置法（仮称）に係る国、県への陳情・要望活動についてですが、大型で強い台風24号の接近に伴い、陳情の出発予定日である10月9日に対馬市直撃が予想されることから、その取り扱いについて協議いたしました。

10月9日に対馬地方を台風が直撃した場合、九州本土に渡れない可能性があり、また既に国会議員とのアポイントをとっている関係上、対馬市側の都合でキャンセルはできず、台風を避けて10月7日、対馬発16時の長崎便で全員出立することに決定いたしました。

その後の行程、陳情者等について順を追って報告いたします。

10月8日火曜日、午前9時30分から長崎県庁3階、特別応接室において坂本県議及び市長代理として平間地域再生推進本部長に同行いただき、作元議長他委員全員で石塚副知事、新井企画振興部政策監に対し、国会議員に対する陳情・要望を行うことについて報告をいたしました。

その折、副知事から以下の点について話を受けました。

1、国境離島特別措置法（仮称）の制定を目指す上で、自民党に対する陳情、要望のみでなく、公明党も含め各党への支持の広がりをも強めていく必要がある。

2、国境離島特別措置法（仮称）、いわゆる新法で何を求めていくのか明確にすべきである。

3、国が国境離島をどのように守っていくのか、関係各省が総じて対応すべきであり、新法のみこだわることではなく、ビジョンをつくっていくべきであるなどの意見をいただきました。

県への陳情報告終了後、福岡発15時の東京行きの便で上京いたしました。その後、18時45分から日本維新の会の中丸啓衆議院議員が時間を割いていただき、陳情・要望を行いました。中丸議員からは、「日本維新の会でもこの問題については前向きに検討していきたい。来年の通常国会までに自民党から法案提出が難しいようであれば、維新の会としても法案提出を検討したい」旨の話をいただきました。

10月9日水曜日、午前9時より全国町村議会議長会事務局の櫻田部長を訪問し、9日及び10日の行動について最終調整を行い、その後谷川事務所を訪問し、谷川衆議院議員に対し、今回の国境離島特別措置法（仮称）に係る陳情・要望活動の国会議員への対応、セッティングについてお礼と概要の説明を行いました。

今回は、国会議員の訪問者数が多いことから、議員事務所の対応については市長に確認後、谷川事務所の秘書の方に同行いただき、末吉光徳、武部新、細田博之、富岡勉、二階俊博、小泉進

次郎の各衆議院議員については、各事務所を訪問し、委員会のみで陳情・要望を行いました。

また、自民党本部で北村衆議院議員へ陳情・要望、谷川衆議院議員の紹介により奥野法務副大臣を訪問し、北部離島航路の混乗問題について、主に山本副議長が現状と実情報告を行いました。

10月10日木曜日には、市長と合流し、午前9時10分に総務省を訪問、稲山大臣官房参事官へ陳情・要望を行い、新藤総務大臣へも同様のお願いをいたしました。

なお、事務所を訪問し直接本人に陳情・要望を行った先生方は次のとおりです。金子原二郎、西田昌司、塚田一郎、青木一彦、三原じゅん子、高木義明、宮路和明、額賀福志郎、宮腰光寛、谷川弥一、佐藤ゆかり、山谷えり子、平井卓也の各衆参両議員、また小泉進次郎衆議院議員は、前日不在ではありましたが、当日面会することができました。本人不在のため、事務所対応は古賀友一郎、遠山清彦、森山裕、加藤寛治の各衆参両議員であります。

なお、平沼赳夫衆議院議員については、国外出張のため山谷えり子参議院議員に要望書を預かっていただきました。

今回の陳情・要望活動に対しましては、地元選出の谷川代議士をはじめ、副知事、全国町村議長会の江端事務総長、衆参の国会議員の先生方には真摯に対応していただき、有意義な陳情・要望活動ができましたことに衷心より感謝とお礼を申し上げます。

また、本委員会における陳情・要望活動につきましては、市長の御理解をいただき、国境離島特別措置法（仮称）の早期制定に関する要望書及び提言書をそれぞれ関係の国会議員、関係先へ提出することができましたが、臨時国会が短期間であり、国政の重要法案、関連法案等が山積しており、今国会での法案提出は大変厳しいと思われれます。引き続き国会議員の先生方には、次の通常国会での法案提出と新法制定に向け、なお一層強力な陳情・要望活動を行ってまいりたいと考えております。

最後に、本委員会の調査とは直接関係ありませんが、先ほど冒頭の挨拶で議長も触れておりましたけども、平成25年11月12日に東京で開催されました全国離島振興市町村議会議長会主催の第32回離島振興市町村議会議長全国大会において、対馬市議会作元議長による特定国境離島の保全及び振興に関する特別決議が満場一致で可決されましたことを報告いたします。

以上で、国境離島活性化対策特別委員会の報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで質疑を終わります。

日程第7. 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第7、国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

す。

委員長、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） 皆さん、おはようございます。ただいまより国県道路等整備促進特別委員会の調査報告を行います。

国県道路等整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本特別委員会は、第2次の新たな委員構成となり、全島の国県道路の未改良区間の現状把握が必要であることから、第2回の委員会として国道382号4カ所、主要地方道11カ所、一般県道3カ所、合計18カ所について平成25年10月3日と4日の2日間にわたり現地調査を行い、確認をいたしました。

1日目の10月3日は、兵頭委員、波田委員は欠席でありましたが、建設部より堀部長、西村建設課長、草葉管理課長の出席を求め、作元議長にも同行いただき、豊玉地域活性化センターから出発をいたしました。

はじめに、主要地方道上対馬豊玉線の豊玉町曾地区から峰町櫛地区間について、計画区間延長2キロメートルの間、曾地区については一部改良が200メートル、平成24年から25年度実施されておりますが、櫛まで継続する陳情が必要と確認をいたしました。

次に、同線上対馬町舟志地区から琴地区までの区間延長7.5キロメートルのこの区間は市道堂坂線で、トンネル工事が主で、市の事業として社会資本整備総合交付金と県補助のみちづくりスクラム事業として、事業費50億円で計画されております。現段階では県と方線等について協議中であり、本件は市道改良事業として平成25年度から補助新規事業で取り組む方針です。

次に、同線上対馬町大增地区から舟志地区間について、この区間は急カーブが多数あり幅員は狭く、車両離合に支障があり、さらに建物等の補償件数が多く、沿線用地買収の困難な区間であることを確認をいたしました。

昼食後、一般県道比田勝港線の上対馬町西泊地区と一般県道大浦比田勝線の豊地区について調査をいたしました。西泊地区は地元の調整において同意もあり、県に対して新規事業化への要望を行っていくことを確認いたしました。

また、豊地区については地権者の同意が得られないことが事業実施の障害要因となっており、中止となっている状況であること、また、集落内であり家屋移転等が多く発生することなどを確認をいたしました。

次に、一般国道382号の上県町美止々から佐護地区間までの区間は、大地工区完了後の後進区間として要望していくこととしております。同上県町檜滝地区から弓張区間については、平成24年度の大型補正により事業費6億円、区間2.6キロメートルで平成24年度から29年度

にかけて事業着手されております。

次に、主要地方道木坂佐賀線、峰町大久保地区から佐賀地区間と峰町木坂地区から狩尾地区間について調査をいたしました。大久保・佐賀間については、用地取得の問題があり今後の対応課題となっており、また木坂・狩尾間は平成24年度に木坂地区から木坂トンネルの老朽化に対して要望が出されているところであります。

1日目の最後である一般県道唐崎岬線、豊玉町水崎地区から廻地区間については、本特別委員会はもとより、唐崎岬線道路改良促進委員会が県知事、対馬振興局長へ新規工区の採択について要望し、現在実施中の佐保工区の後進事業として取り組みをいただけるよう、さらなる要望活動が必要不可欠であることを申し合わせました。

2日目の10月4日は、対馬市役所に集合し、兵頭委員、春田委員は欠席でありましたが、建設部より堀部長、松村北部建設事務所長、西村建設課長、草葉管理課長の出席を求め、前日に引き続き現地調査を行いました。

主要地方道巖原豆酰美津島線、巖原町尾浦地区から安神地区(内山坂トンネル)までの区間2.6キロについて、平成24年度に県単独事業により事業を着手しており、平成24年度から27年度の期間、事業費3億円の計画であります。用地で筆界未定が発生しているため、筆界未定箇所を回避するルートを検討し、要望しているところでありますが、当区間については県単独事業から補助事業への変更を検討中であります。

なお、尾浦地区から安神地区(クリーンセンター)まで市の事業として平成24年度に概略設計、平成25年度から補助事業(詳細設計等)として区間延長2.3キロに事業着手しているところであります。

同じく内山坂トンネルから浅藻地区までについて、区間延長15キロメートル間の山岳ルートから集落間の接続を、できる限り低地で接続するルートを検討され、また尾浦から安神間の市道改良事業を延長し、県道の代替路線(バイパス)として整備できないかも検討中であります。

国の社会資本総合整備事業として箇所づけをいただいているところでありますが、150億円の大事業であり、国、県への強い要望活動が必要不可欠であるとの委員会の総意であります。

次に、同線巖原町豆酰地区から瀬地区までの区間については、豆酰小学校、豆酰中学校の通学路であり、豆酰地区内の道路幅員が狭く離合ができない状況で、非常に危険であり改良が急がれるが、現道改良では用地、補償の問題があり、県に対し現道か地区内回避ルートなのか確認はしたが、現段階で以降の計画はないとのことであります。市の方針としては周回道路での改良が適当と思われるということであります。

次に、同線巖原町上槻地区から椎根地区(殿浜工区)までの区間について、未開通区間が1.5キロあり、過去において15億円の費用がつき込まれ改良が行われましたが、トンネル直

前で事業中断となり現在に至っている状況であります。佐須中学校に統合となった大調中学校からの通学路線として、未来をつなぐ子供たちへのために、また佐須坂トンネルの開通に伴う佐須地区から豆殿地区への観光ルートの大動脈として未来の地域振興のため、改良事業の復活は必要不可欠であります。

次に、同線巖原町小茂田地区から阿連地区間について、この区間は山岳ルートで改良がされましたが、時間短縮にはほど遠く、平成27年度には阿連小学校から金田小学校への統合計画があり、また平成24年度に阿連地区より道路改良の要望があっていることから、トンネルによる改良を検討されることを望みます。

次に、同線美津島町加志地区から箕形地区間について、県に対する確認事項として雑知工区終了後の後進事業として地元は理解されているが、用地取得の準備、整理ができしだい、新規事業化の予定であるということでございます。

次に、一般国道382号美津島町緒方口から大船越地区間について、平成24年度の入会林の再調査の結果、土地所有者の確定に時間を要するため、完了年度未定の状況であることを確認いたしました。

最後に、一般国道382号美津島町小船越地区から畠浦口までの区間について、未改良区間箇所は用地共有林と用地提供の理解が得られなかったことを理由に、事業休止の状況であり、県は、ルートの再検討を考えているとのことであります。

今後の市の取り組みとして入会林整備を急ぎ、早期着手ができる環境整備を行い、事業協力への説得交渉についても積極的に働きかけ、協力していくことを確認をいたしました。

以上、2日間にわたる現地調査を終了し、美津島地域活性化センター別館、会議室において委員会を開催いたしました。

総括として、未改良区間の早期整備促進に向けて、環境整備など市の取り組みはもとより、県の財源確保が大きな課題であり、陳情活動が必要不可欠であることを確認し、また地元の整備促進委員会など組織の設立が重要との意見も出され、委員会の総意といたしました。

陳情・要望活動については、市長部局と連携を図り、長崎県知事及び振興局長に対する陳情・要望活動に向けた今後のスケジュール調整などを委員長、副委員長に一任し、本特別委員会を閉会といたしました。

次に、平成25年11月20日、午後1時30分より、豊玉地域活性化センター小会議室において、委員全員出席のもと、地域再生推進本部より平間本部長、小島副本部長の出席を求め、第3回の委員会を開催いたしました。

本委員会では、離島航路の改善に関する調査研究として、博多比田勝航路の現況と課題についてフェリーげんかい、ジェットfoilの比田勝航路の遷移について、地域再生推進本部より説

明を受けました。

地域経済の低迷と人口減少に伴い、乗客、物流ともに減少の一途をたどっている中、フェリーの変更、ジェットフォイルの運休と、北部住民には苦難にさいなまれる現況に察するところであります。

説明の中で、比田勝航路改善に向けた上県町、上対馬町への住民アンケート調査結果において、「比田勝航路をほとんど利用しない」が過半数、51.4%で最も多く、フェリーの更新では所要時間の短縮を望む声が53%と最も多いことがわかりました。

長崎県離島航路対策協議会对馬分科会においては、博多比田勝航路の改善に向けて協議がされております。市としても、フェリーげんかいの老朽化に伴い、新船建造に向け国、県と協議中であると平間本部長の報告を受け、当委員会からも未来の比田勝航路については、フェリーは絶対必要な航路であり、住民ニーズの高い新船の建造を推進すべきとの意見で一致いたしました。

なお、フェリー発着時間の改善により、利用率の向上につながるのではないかと意見も出されました。

当委員会では、改善に向けての意見を総括し、九州郵船と当特別委員会との意見交換会を実施することを確認し、日程調整については委員長、副委員長に一任することで決定をいたしました。

次に、外国航路船舶を利用する混乗に係る取り組み経緯について説明を受けました。

平成21年8月から平成25年10月に至るまで、関係する各省庁、JR九州高速船(株)、九州運輸局、福岡入国管理局、福岡検疫所等々と混乗について再三協議されておりますが、現段階においては法律の壁は厚く、混乗は困難であるとの回答が出され、法律を変えない限り不可能であるとの回答を得るに至り、市としては県とともに現行法の運用のもとで混乗ができないか、総務大臣、法務大臣等々に要望中であるとの説明を受け、状況の確認をいたしました。

今後は、本委員会における比田勝航路改善に関する調査研究を取りまとめ、市長部局とも連携し、長崎県知事への陳情・要望に向けて調整していくことを委員会で決定をいたしました。

以上で、国県道路等整備促進特別委員会の調査報告といたします。

○議長(作元 義文君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
4番、船越洋一君。

○議員(4番 船越 洋一君) 委員長に2点ほどちょっとお伺いしておきます。

上槻地区から椎根地区の殿浜工区、これは随分と前からやっているわけですが、全くもって事業が中断しております。委員長報告の中では、復活が必要不可欠ですということですが、もう少しこれは積極的に特別委員会をつくってるわけですから、積極的にもう少し取り組んでいただいて、15億もかけて費用がつぎ込まれている区間が途中で中断しとるわけですから、もう少しこれは積極的に取り組めないかということをお伺いをいたします。

もう一点は、国道382号線美津島町小船越地区から畠浦口までの区間ですね。これも土地の所有者との話し合いがつかないというようなことで、これもまだまだあそこの区間は狭いんですよ。ところが、これも10年ぐらいはなりますが、一向に先が見えない、こういう状況です。

私思うに、委員長も今回で2期目の国県道の委員長をされてるわけですから、ここら辺が十分に理解はされていると思うんですが、どのように今後取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（作元 義文君） 12番、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） 4番の質問に対しお答えいたします。

上槻地区から椎根区間においては、議員も申されましたように、これまで平成16年までのうちに15億円の大きな費用を費やして改良されてきたわけでございますけれども、国の見直しということで、その間においては一応見直しということで中止か、言うように、どのようにするかということで、市長のほうからもこの間、一般質問等でもお聞きしたわけでございますけれども、費用対効果等々もあり、このままで置けばもう中止状態になるということで、何とかこの間については報告のとおり、我々校区といたしましても通学路であるということで、必至の地元からの陳情も行ったわけでございますけど、そのような国の取り決めにより、まず中止ということ、休止という方向をとっていただき、現在に至っているわけでございますので、大変心強い御意見をいただきましたけど、委員会としてもぜひ復活ということをこれからも市のほうに、県のほうにもお願いをしていきたいというような思いで、今回もこの調査をさせていただきました。

これから復活に向けて、当委員会としても努力していきたいというように考えております。

それから、もう一点の美津島町畠浦工区については、議員御承知のとおり、もう長年の休止状態で、あそこも今中断の形になっているわけでございます。内容を調査してみますと、地元の御理解が得られないということで、県がストップしている状況でございますので、今市の建設部長とも話をしておりますけれども、ルート変更が等々についても、そしてさらに地元の協力が得られないということで、当委員会といたしましても、積極的に我々委員会も地元に入り、その説得、協力依頼を積極的にやっていこうじゃないかという確認をしておりますので、これからその説得に向けて、当委員会も活動していきたいというようなことで確認をさせていただいておりますので、もうしばらく状況を見守っていただきたいということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 委員長報告の中で、そういうことは聞いてるんですが、殿浜工区については、旧巖原町時代からこの線はやっとったわけですけども、中断ということで決定されてるみたいですが、それを復活したいというふうな委員長報告ですけども、やはり15億もかけて事業が中断してしもうて、それで終わりですよというわけにいきませんので、特別委員会をつ

くってあるわけですから、そこら辺はもう少し強力的に行っていただいて、あの路線が開通するように最大限の努力をしていただきたいと思います。

それから、畠浦については、今委員長報告聞きましたが、要はこれもやはり今までのその地権者と、それから特別委員会をつくってある委員会との接触が今までなかったんじゃないかなと思うんですよ。今の話では、今回は地権者というところまで立ち入って話をしたいというような委員長報告ですから、それはよしとしますが、もう少し積極的に特別委員会で取り組んでいただきたいと、このようなことを要望して終わります。

○議長（作元 義文君） 12番、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） 今、4番議員から力強いお話をいただきまして、我々当委員会といたしましても、上槻から椎根区間についても積極的にこれはぜひ佐須坂トンネルが開通した暁には、その南西部、豆殿間においての本当に動脈としての地域振興にも必要不可欠なその路線でありますので、これからの通学路としても、産業振興についても、絶対これは必要な路線と考えておりますので、さらなる県や上部組織に陳情も重ねながら、何とか復活へ向けて市のほうにもお願いをしていきたいというように思っております。

また、畠浦工区については、実際今まで我々当委員会としても地元の地権者との対話もあっておりませんので、これから積極的にそこに入り込んで、何とか頑張っていきたいということをここで確認させていただきます。どうもありがとうございます。

以上です。

○議長（作元 義文君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。開会を11時30分から行います。

午前11時17分休憩

.....
午前11時29分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第8. 認定第1号

○議長（作元 義文君） 次に、9月定例会において閉会中の継続審査事件として、決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託しておりました平成24年度の各会計の決算認定について、審査報告書の提出があっております。

日程第8、認定第1号、平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし

ます。

決算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 決算審査特別委員会の審査報告をいたします。

平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に閉会中の継続審査として付託されました認定第1号、平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成多数により認定すべきものと決定いたしましたので、同規則第110条の規定により報告いたします。

以下、審査の概要について報告します。

当委員会は、平成25年10月28、29及び31日の3日間にわたり、対馬市議場において市長、代表監査委員をはじめ各担当部長、課長等の出席を求め、詳細にわたり説明を受けながら慎重に審査を行いました。

平成24年度の一般会計決算額は、歳入が324億7,559万3,601円、歳出が318億647万744円、歳入歳出差引額6億6,912万2,857円となっております。これを前年度と比較すると、歳入で1.5%、4億8,571万3,469円、歳出で1.4%、4億3,781万6,305円それぞれ減少しております。

今後、極めて厳しい財政運営になることが予想される中、目標数値を着実に達成することにより、将来に向けて自立し、安定した財政基盤の確立を図られることを強く望みます。

審査の過程でさまざまな意見がありました。その主なものを申し上げます。

繰越事業について、早期発注、早期完成に努めること。市長が積極的に推進している事業については、計画変更の際など、必要に応じて進捗状況の報告を求める。管理を委託した施設について、その事業内容の把握に努めること。公共施設について、効率的な管理体制を図ること。関係各部と連携して、地産地消の推進を図ることなどの意見がありました。

市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分に考慮され、全ての市民が安心、安全で快適に暮らせるにぎわいのあるまちづくりの推進に向けて、後年度の予算編成や今後の財政運営に生かされることを強く要望いたします。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作元 義文君） 起立多数です。認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

日程第15. 認定第8号

日程第16. 認定第9号

日程第17. 認定第10号

日程第18. 認定第11号

○議長（作元 義文君） 日程第9、認定第2号、平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18、認定第11号、平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定についてまでの10件を一括議題とします。

各常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました認定第8号、平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、10月31日、豊玉地域活性化センター3階小会議室において、全委員出席のもと担当部長及び課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

歳入決算額3,577万2,385円のうち、1款事業収入247万8,200円、2款国庫支出金1,668万1,472円、3款県支出金650万458円、4款繰入金591万8,000円が主な歳入で、国、県の補助金が歳入全体の64.8%を占めております。

歳出は、1款総務費2,391万1,736円、2款施設費1,096万9,160円であります。

この事業は、関係地域の生活航路であり、現在対策協議会において協議がなされておりますが、

審査の中で意見、要望が出されましたので申し添えます。

本航路は、特に交通弱者の通院等に重要な交通手段であり、新病院開院後においては、利用客の増加が見込まれます。また、現在就航している船舶は老朽化していることから、船舶の小型化等により運航経費の抑制を図りながら、事業の継続を望みます。

また、現在は豊玉町管内の関係地区だけの寄港ですが、今後は美津島町の沿岸地区である昼ヶ浦、竹敷、島山への寄港も視野に入れ、事業の検討をされるよう望みます。

さらに、運航時間についても、樽ヶ浜発の復路1便が13時出航のため、利用客が極めて少ないばかりか、周遊観光としての利用にも影響していると思慮されます。利用客に配慮した運航時間の検討をお願いをいたします。

以上、本委員会に付託されました認定第8号につきましては慎重に審査し、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 次に、厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） ただいまから厚生常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、認定第2号、平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号、平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの都合6議案です。その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告します。

当委員会は、10月25日に豊玉地域活性化センター3階小会議室において、入江委員は欠席でしたが、市長部局より多田福祉保健部長並びに各担当課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下、認定第2号から順に、主に質疑が集中した点を報告します。

認定第2号、平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、まず、豊玉診療所の経営状況について質疑がありました。平成24年度は約6,000万円を一般会計から補填しています。例年ほぼ同額の補填がなされておりますが、平成25年度から医師が1名減員となり、赤字額が削減される見込みとの答弁がありました。

次に、直営11診療所の利用状況と下原出張診療所における調剤の後日処方の実情について質問がありました。どの診療所も利用者数は年々逡減しているものの、交通体系がまだまだ脆弱であること等を勘案すると、現在の診療所を存続していく方針に変わりないとの答弁がありました。

中でも、下原出張診療所の1診療日当たりの受診者数は、7.3名と最も少ない上に、院外処方薬局からの距離も遠く、当日処方は業者にとって経費的に困難であることから、受診者の了承

を得て受診後に日を改めてデイサービス利用日に施設にて受診者に薬を手交する方法をとらせていただいています。

今後もこの方法を下原出張診療所では継続するが、他の診療所に導入する予定は現在ないとの答弁がありました。

最後に、少しでも財政負担を軽減し、現在の診療所体制を維持する上からも、ジェネリック処方方を推奨する等にも努力するよう指摘がなされました。

認定第3号、平成24年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、この5年間で被保険者数が2,200名以上減少したが、決算額は7億8,000万円近い大幅増と、医療給付費が増加している現状が報告されました。

また、決算額の増加の一因として、多額の決算剰余金は本来なら一般会計に戻すべきであるが、国民健康保険基盤を安定・強化する観点から、安定的かつ十分な基金を保有する必要があるため、国保財政調整基金に2億5,000万円強の積み立てを行ったことが説明されました。

最後に、国民健康保険税の厳しい収納状況の報告がなされました。保険税のうち、一般被保険者、退職被保険者を合わせた現年課税分は11億1,798万5,000円、滞納繰越課税分7億6,114万3,000円、合計18億7,912万8,000円の調定額に対して、収納額は現年分10億1,253万7,000円、収納率90.57%、対前年度比0.27%増、繰越分9,114万4,000円、収納率11.97%、対前年度比0.37%増の現繰合計11億368万1,000円、収納率58.73%、対前年度比0.43%減となっており、不納欠損額は3,541万3,000円、未収額7億4,003万4,000円です。

厳しい景気状況ではあるが、徴収嘱託員雇用の増強を検討するなど、未収保険料の徴収の強化を図る工夫をするよう、多くの委員から指摘がなされました。

また、レセプト担当嘱託職員の雇用については経験が必要な特殊な職種であり、特別な事情がない限り、長期雇用とするよう指摘がありました。

認定第4号、平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、特に質疑はありませんでした。

認定第5号、平成24年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、本市における介護認定調査員は、受け持ち調査区域が広範囲にわたるため、訪問に要する時間と燃料費がかさみ、調査に見合うだけの報酬とはなっておらず、調査員の確保が難しいため、調査1件当たりの単価見直しを検討中である旨の説明がありました。

なお、当該特別会計に係る介護給付費の不正受給が発覚し、既に返還されている件について質疑がありましたが、返還が今年度行われたため、当該決算年度には反映されておらず、次年度以降の決算に反映されるとの答弁がありました。

認定第6号、平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当該年度10月より新規事業として取り組んだ在宅介護支援の一環として、紙おむつを常時使用し、介護を必要とする世帯に対し、月額5,000円を限度に助成していること等が報告されました。

認定第7号、平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定については、特に質疑はありませんでした。

以上、本委員会に付託されました認定第2号から認定第7号までの特別会計歳入歳出決算の認定については、慎重に審議し、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（作元 義文君） 次に、産業建設常任委員長、小田昭人君。

○議員（8番 小田 昭人君） 産業建設常任委員会の審査報告を行います。

平成25年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件、認定第9号、平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成25年10月25日に豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、全委員出席のもと、阿比留水道局長、長水道課長の出席を求め慎重に審査をいたしました。

まず、認定第9号、平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額8億4,488万5,321円、歳出決算額は8億2,634万1,945円で、歳入歳出差引残額は1,854万3,376円であります。

認定第11号、平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定について、収益的収入及び支出は、水道事業収益2億8,220万4,221円、水道事業費用2億5,474万1,813円で、当年度純利益は税抜で2,290万3,462円であります。

資本的収入及び支出については、資本的収入8,488万6,355円、資本的支出1億5,534万9,590円で、翌年度繰越額1億7,524万円は、久和簡易水道基幹改良事業他3件の繰越であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,046万3,235円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額447万3,392円、過年度分損益勘定留保資金6,598万9,843円で補填しております。

この両会計の水道使用料滞納額は、簡易水道事業特別会計で2,415万4,750円、水道事

業会計で1,832万8,040円であります。また、両会計の不納欠損額は、簡易水道事業特別会計で185万4,110円、水道事業会計で296万1,040円であります。

収納対策として、美津島、豊玉、峰に嘱託職員を1名ずつ配置し、また給水停止の措置をとるなどして、徴収率の向上に努力をしているところですが、使用者負担の公平を期するためにも、未収金の解消に向けた対策について、今後なお一層の検討を願います。

委員から、CATV回線を利用した水道の検針はできないかとの質問があり、可能ではあるが、そのためには莫大な費用がかかるため、現在のところ困難である旨の説明がありました。

また、水道事業を民間に委託できないかとの質問があり、厳原町の上水道事業については黒字であり、受託の可能性もあるが、簡易水道事業は赤字であり、経営統合を進める中で水道事業全体を受託する民間企業はないものと思われるとの説明がありました。

認定第10号、平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入決算額2,800万7,291円、歳出決算額2,050万6,940円で、歳入歳出差引残額は750万351円であります。

対象件数89件のうち、加入件数は58件、加入率は65.17%で依然と低く、自宅改造費に経費がかかるため、家の新・改築にあわせ加入するという状況で、また独居老人においては、経済的にも難しい面があり、加入件数の増加については時間がかかるという状況であります。

本決算時における未償還残高は2億4,613万円で、最終償還は平成46年3月であります。また、簡易水道事業と水道事業の会計の一本化については、平成28年度をめどに準備を進めており、そのときには水道使用料が統一されるとの説明がありました。

以上、本委員会に付託されました認定第9号、認定第10号、認定第11号の3議案は、慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） 以上で、3常任委員長の報告が終わりました。

質疑を行います。まず、総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 次に、厚生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定10件に対する討論を一括して行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

10件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。

お諮りします。認定第2号、平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成24年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成24年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第11号、平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定についての10件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。したがって、認定第2号から認定第11号までの10件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

昼食のため、暫時休憩します。再開は1時10分から行います。

午後0時01分休憩

午後1時08分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第19. 承認第8号

○議長（作元 義文君） 日程第19、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました承認第8号専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第4号）を去る11月5日付におきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

今回の補正の主なものは、去る10月8日に発生いたしました台風24号による災害復旧のためのものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度対馬市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによることを規定をし、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ361億5,810万円とするものがございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけて記載をしております「第1表歳入歳出予算補正」によるものがございます。

第2条地方債の補正でございますが、地方債の変更を4ページから5ページにかけての「第2表地方債補正」によるものがございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明をいたします。予算書10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税は普通交付税5,658万円追加をいたしております。14款国庫支出金、1項国庫負担金は、漁港施設災害復旧並びに道路災害復旧事業負担金としまして5,712万円を増額をいたしております。

2項国庫補助金120万円の減額、3項委託金300万円の増額は、第3回定例会で承認いただきました次世代型エネルギー自立を目指す島「対馬プロジェクト」推進事業が分散型エネルギーインフラプロジェクト導入可能性調査事業委託として、国の採択を受けたことによりまして、離島活性化交付金を減額をし、同事業委託金300万円を増額するものがございます。

予算書12ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金は、農地農用施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業補助金といたしまして1,430万円増額をいたしております。

21款市債でございますけれども、今回の災害復旧に伴い災害復旧債2,640万円を追加するなど、合計で2,550万円増額をいたしております。

予算書の14ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費は、歳入の項で御説明申し上げましたように、国の委託事業として採択をいただきましたので、その関係事業費といたしまして60万円追加をいたしております。

7款商工費、1項商工費は、湯多里ランド燃料搬送装置が故障しましたことにより、その修繕に急を要しましたので、401万1,000円増額をいたしております。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費は、厳原町久根田舎などの農地農用施設災害復旧工事費449万1,000円、林道矢立線他9路線の林業施設災害復旧工事費2,603万4,000円、また漁港施設災害復旧費は内院漁港などの漁港施設の災害復旧に7,036万

2,000円を増額をいたしております。

予算書16ページをお願いいたします。2項公共土木施設災害復旧費は、市道大板線などの道路災害復旧を含め1,620万4,000円増額をいたしております。

3項文教施設災害復旧費は、雞知中学校体育倉庫が被災をしたことによる解体並びに建設をはじめ、小中学校施設の修繕料のほか、美津島総合公園野外ステージやテニスコート、照明器具、上県町久原体育館屋根修理など、文教施設の災害復旧のため2,416万9,000円を増額。

4項、その他の災害復旧費は、消防分団庫修理や漂流漂着ごみ処理運搬委託料など、962万9,000円を増額をいたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。承認第8号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第20. 承認第9号

○議長（作元 義文君） 日程第20、承認第9号、専決処分承認を求めることについて、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） ただいま議題となりました承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。本案は、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

を、去る9月20日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書4ページをお開きください。専決処分書として対馬市国民健康保険税条例の改正税額を表示しております。また、附則において、今回の改正は平成25年度以後の国保健康保険税に適用するものといった内容にしております。

一部改正の理由につきましては、平成25年度税制改正において、国民健康保険加入者の特定世帯等に係る同保険税の軽減特例措置の延長を図ったわけですが、それを平成25年4月1日専決処分により税額の改正を行っていたものであります。

当該条例の中に、本来軽減後の税額としなければならないところを、軽減税額としていた税額の記載誤りが判明いたしましたので、今回の専決処分により正規の税額に訂正したものでございます。

詳細につきましては、別冊参考の対馬市議会第4回定例会一部改正条例新旧対照表の1ページから3ページに記載していますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、今回の税額の記載誤りによって、納税者の皆さんにとって過大徴収、過少徴収が生じたといった実害はございませんでした。電算システムのほうで正規の税額で行ってございましたので、そういうことはございません。まことに本当に申しわけございませんでした。陳謝いたします。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。承認第9号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。承認第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第21. 議案第77号

○議長（作元 義文君） 日程第21、議案第77号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第77号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、職員給与の減額のほか、地方バス路線維持費補助金1億2,121万9,000円、まちづくり交付金事業1億3,000万円、高機能消防指令センター整備事業3億3,247万2,000円、地方債の繰上償還10億円などが主なものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。第1条第1項歳入歳出予算の補正でございますが、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第5号）の額は19億1,960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ380億7,770万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページにかけての「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条債務負担行為の補正につきましては、その事項、期間及び限度額を8ページから9ページの「第2表債務負担行為補正」によるとするものでございます。ごみ収集運搬業務委託料などがその主なものでございます。

第3条地方債の補正につきましては、地方債の変更を8ページから9ページの「第3表地方債補正」によることを定め、一般単独事業債などを合わせまして4億8,600万円を追加をし、限度額を85億2,800万円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。予算書は14ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税は普通交付税を7億4,498万6,000円追加をいたしております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金は、1目民生費国庫負担金で、自立支援費負担金など2,377万3,000円追加をいたしております。

予算書16ページをお願いいたします。2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金、離島活性化交付金574万7,000円の追加、2目民生費国庫補助金、子育て支援交付金4,332万3,000円の減額、3目衛生費国庫補助金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金2,000万円の追加など、合わせまして1,256万2,000円減額となっております。

15款県支出金、1項県負担金でございますが、2目民生費県負担金、自立支援費負担金1,033万5,000円の追加など、合わせまして1,188万5,000円を追加をいたしております。

2項県補助金でございますが、1目総務費県補助金、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金1,168万2,000円の追加、地籍調査事業補助金5,610万円の減額。

予算書18ページをお願いいたします。2目民生費県補助金は、2節の老人福祉費補助金で地域介護・福祉空間整備等補助金3,305万1,000円、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,022万4,000円、3節の児童福祉費補助金、安心子ども基金事業補助金5,464万3,000円の追加、3目衛生費県補助金におきまして、合併処理浄化槽設置整備事業費補助金285万2,000円の追加、4目農林水産業費県補助金におきまして、有害鳥獣被害防止対策事業補助金の追加など、557万3,000円を追加し、合わせまして7,174万2,000円の追加でございます。

16款財産収入、2項財産売払収入でございますが、平成25年2月23日付で解散いたしました対馬国際ラインから、出資金返還収入といたしまして389万1,000円追加をいたしております。

予算書20ページをお願いいたします。18款繰入金、2項基金繰入金でございますが、公債費の繰上償還の充当財源といたしまして、減債基金より5億円を追加をいたしております。

20款諸収入、3項貸付金元利収入でございますが、地域総合整備事業貸付金返還金としまして、5,475万2,000円追加をいたしております。これは、株式会社対馬CASセンターの事業廃止に伴い、貸付金を全額返還するものでございます。

5項雑入でございますが、廃棄物等売却料772万5,000円、生活保護費返還金915万6,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金500万円の追加など、3,128万1,000円追加をいたしております。

21款市債でございますが、市債につきましては、それぞれの事業に充当する財源といたしまして、4億8,600万円追加をいたしております。

続きまして、歳出につきまして御説明いたします。

なお、歳出につきましては別途参考資料をお届けをいたしておりますので、あわせてごらんいただきますよう、よろしくお願いいたします。

予算書は24ページとなります。お願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員給与のほか参考資料の1ページの上段に記載をいたしております市制施行10周年記念事業費といたしまして889万8,000円の追加をいたしております。これは、九州交響楽団のコンサート事業や記念事業の周知用ポスター、チラシなどの作成などが主なものでござ

います。

予算書の26ページをお願いいたします。7目企画費でございますが、参考資料の1ページ下段に記載をいたします対馬国境花火大会実証事業に係る事業費といたしまして510万円、同じく資料の中段に記載をいたしております地方バス路線維持費補助金1億2,121万9,000円など、1億4,433万5,000円を追加いたしております。

予算書は30ページをお願いいたします。2項徴税費でございますが、職員給与等1,642万8,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費は、職員給与等の減並びに市民課窓口を設置をしております手数料券売機の購入など、合わせまして75万6,000円の減額でございます。

予算書は32ページをお願いいたします。5項統計調査費、3目の地籍調査費につきましては、入札執行の結果によるところの7,475万3,000円の減額など、予算書の34ページをお願いいたします。7,211万2,000円の減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費でございますが、1目社会福祉総務費7,890万9,000円の追加でございますが、20節扶助費7,260万3,000円の増で、自立支援給付費4,228万2,000円の追加、予算書の36ページをお願いします。障害者医療費1,143万4,000円の追加などが主なものでございまして、また国費、県費の精算返還金3,157万4,000円を追加をいたしております。

5目老人福祉費は、9,081万3,000円の追加でございますが、資料3ページの中段に記載をいたしております養護老人ホーム丸山の汚水排水管の改修工事費などの工事請負費といたしまして、1,155万2,000円、19節の負担金、補助及び交付金については、資料の2ページの中段から3ページの上段に記載をいたしております認知症高齢者グループホーム整備事業及び小規模多機能型居宅介護事業所整備事業のため、地域介護・福祉空間整備等補助金3,305万1,000円、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,022万4,000円、28節繰出金で特別養護老人ホーム特別会計繰出金といたしまして、5,252万2,000円などが主なものでございます。

予算書の38ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、職員給与の増、2目児童福祉施設費は、嘱託保育士など人件費の報酬から賃金への組み替えのほか、13節委託料、地域子育て支援センター運営委託料695万円の追加、資料の3ページに記載をいたします保育所等の処遇改善のための臨時的事業といたしまして、保育運営費負担金803万8,000円、19節の負担金、補助及び交付金に追加をいたしております。

4目母子福祉費でございますが、予算書は40ページとなります。20節扶助費、乳幼児福祉医療費523万3,000円の追加が主なものでございまして、合わせまして3,150万7,000円の追加でございます。

3項生活保護費は、職員給与の減並びに償還金及び還付加算金の追加など、2,656万1,000円追加をいたしております。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、職員給与の減、予算書は42ページとなります。28節繰出金といたしまして、診療所特別会計繰出金1,524万9,000円の減、4目環境衛生費でございますが、合併処理浄化槽設置事業補助金といたしまして1,363万5,000円の追加などがございます。

2項清掃費は、1目清掃総務費2,794万8,000円追加いたしております。主なものは、職員給与等の減、予算書は44ページとなります。13節委託料におきまして、海岸漂着物回収運搬処分委託料741万2,000円の追加、また補正予算（第3号）で御承認いただきました生ごみ堆肥化施設整備事業の追加で、ごみの減量化と資源化を推進するため、堆肥化機械1基を増設する工事費4,000万円を追加をいたしております。参考資料の4ページの上段のほうにございます。

2目塵芥処理費、3目し尿処理費は、施設の電気料値上げに伴うところの光熱水費の追加でございます。

6款農林水産業費、1項農業費でございますが、予算書の46ページとなります。参考資料は4ページの中段、下段に記載をいたしております。

3目農業振興費の仁田地区農村プール解体工事業に係る事業費といたしまして、委託料に100万円、工事請負費に1,414万2,000円、イノシシ捕獲補助金といたしまして1,000万円の追加、農業生産新技術普及支援事業補助金といたしまして278万7,000円などがございます。

2項林業費、2目林業振興費でございますが、予算書は48ページでございます。参考資料の5ページ上段並びに中段のほうでございます。13節委託料につきましては、対馬シイタケ流通体制構築事業委託料といたしまして242万6,000円、森林経営計画策定推進事業委託料といたしまして203万4,000円、15節工事請負費につきましては、資料5ページの下段のほうに記載をいたします賀佐地区自然災害防止工事450万1,000円、19節負担金、補助及び交付金におきましては、有害鳥獣駆除事業補助金500万円の追加でございます。

3項水産業費、1目水産業総務費は、職員給与の減、2目水産業振興費13節委託料につきましては、資料6ページ中段に記載をいたしております起業支援型地域雇用創造事業で取り組むマガロの養殖事業委託料189万6,000円、15節工事請負費224万9,000円につきましては、資料6ページの上段に記載をいたします豊玉町振興公社屋根改修工事の工事費でございます。

予算書は50ページとなります。4目漁港建設費は、工事費を測量調査、設計監理等委託料へ

の組み替えによるものでございます。

7款商工費1項商工費1目商工総務費は職員給与の減、2目商工振興費につきましては、資料6ページ下段から7ページに記載をいたしております資源のとしょかん化プロジェクト事業170万9,000円。

予算書の52ページをお願いいたします。3目観光費1,345万4,000円の追加は、11節需用費におきまして外国人観光客の増加に伴うところの観光パンフレット作成に264万4,000円、渚の湯温泉スタンド、烏帽子岳トイレポンプ修理などのための修繕料といたしまして、217万8,000円、15節工事請負費につきましては、資料8ページ上段に記載をいたしております殿崎園地歩道改修のため、工事請負費に204万2,000円、18節備品購入費615万3,000円につきましては、湯多里ランドプール等ロッカーの腐食が激しく危険であるため、新規に購入をしようとするものでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は職員給与の減、予算書は54ページでございます。2項道路橋りょう費、2目道路維持費は市道の維持補修工事費など合わせまして1,839万2,000円の追加でございますが、その一部の事業箇所につきましては、資料の8ページ中段並びに下段に記載をいたしております。御参照方よろしくをお願いいたします。

3目道路新設改良費は、職員給与の減のほか、工事費から測量調査、設計監理等委託料への組み替えなど、1,274万9,000円の減でございます。

予算書56ページをお願いいたします。5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、職員給与の減、予算書は58ページでございます。

5目まちづくり事業費につきましては、資料9ページ上段に記載いたします仮称ではございますが、観光交流センター事業費や巖原幼稚園の解体工事費などに1億3,370万1,000円の追加でございます。6項住宅費は、公営住宅の修繕料など322万5,000円追加をいたしております。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費は、職員給与の減でございます。予算書60ページをお願いいたします。3目消防施設費でございますが、資料9ページ中段から13ページ上段に記載をいたしてございます。現在整備中であります消防救急デジタル無線整備とあわせまして、高機能消防指令センター整備を行うことによりまして、より一層市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを推進していこうとするものでございまして、測量調査、設計監理等委託料、整備工事費合わせまして3億4,639万5,000円予算化するもので、この高機能消防指令センター整備事業は、平成25年度限定事業といたしまして追加されました消防防災等施設整備事業債により行うものでございます。

また、現在の消防峰出張所は、昭和50年に建築をされたもので老朽化が著しく、同地区内に

ございます中対馬総合開発センターの一部を改修し、消防出張所として利用することに地域の皆様の御理解を得られましたので、その改修のための設計監理委託料556万5,000円、消防職員の健康管理と緊急時の対応という両面を考慮いたしまして、職員が仮眠をとれる体制づくりのためのセキュリティー設備工事費155万円など、合わせまして3億3,886万7,000円追加をいたしております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、職員給与の減でございます。予算書62ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費は、学校施設の機械器具や消防設備などの修繕並びに学校施設の改修工事、設備品の整備などのために2,179万6,000円追加をいたしております。

予算書64ページでございます。3項中学校費でございますが、小学校費と同様、学校施設の修繕、設備品の整備、浄化槽改修工事費など1,194万4,000円追加をいたしております。

4項幼稚園費は、職員給与の減、予算書は66ページとなります。資料13ページの中段に記載をいたしております平成26年4月に開園予定でございます統合幼稚園の施設整備のため、管理備品や保育備品の購入、屋外大型備品の移設工事などの工事請負費といたしまして232万円、備品購入費に1,075万4,000円などがございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費は、職員給与の減、2目公民館費は資料13ページ下段に記載をいたしております峰地区公民館講堂エアコン設置工事などのために、工事請負費といたしまして1,379万5,000円の追加、予算書は68ページをお願いいたします。

12款公債費でございますが、財政運営の健全化を図るため、3月の償還時にあわせて繰上償還を10億円実施をしようとするものでございます。減債基金からの繰り入れ、今回措置する職員給与の減額などによる財源、事務事業経費の執行残などの財源、交付税等の充当により対応をしたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 1点お尋ねをいたします。

参考資料の1ページにございます対馬国境花火大会実証事業、このことで510万の予算のいわゆる補正が行われたと。それと、12月4日の長崎新聞のカラー版で、「なるか日韓花火競演」ということで、鮮明な花火の打ち上げの幾らか望遠レンズで近くに写るような、非常に鮮明な写真が出ております。これを見れば、かなり近くで花火が見れるんだろうかというような思いもしますが、私それで上対馬の方々に3人か4人か電話いたしまして、どう思われますかと、そ

のようなことを得る機会がございましたが、今の対馬が日韓のその、あるいはそういうふうなことで花火を打ち上げることを、そういうふうな雰囲気であろうかと、非常に冷え込んだ対馬の経済、そして若者が島外にただただ行く中で、そのお金をほかのほうに大切に使うことがあるんじゃないかという厳しい御意見もございました。

私もきょうの予算を見る限り、職員の給与の減、非常に財政が逼迫してくる対馬市、その中で花火を打ち上げることが、いろいろ狙いもありましょうが、市長ひとつ島民の意見としては冷やかにこれを見ておる方もおります。これについてあなたの思いを、ひとつ率直にまず聞いて、次の質問に入りたいと思います。批判的なことがございました。今のことについて答弁を求めます。市長をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） このような事業を組み立てる段階におきましては、当然賛否両論あるというふうには考えて、今回予算を上げさせていただいたところであります。

そういう中、私ども対馬が今まで、単に花火だけの話でいきますと、私も3回ほど棹崎のほうから釜山の花火大会の日に肉眼で見たことがございます。そういう経験があるわけですが、その際感じることは、ああ、半島がすぐそこにあるということを私は感じました。

また、今回の事業を組み立てる中で、半島にお住まいの方たち、隣国の方たちが私どもが上げる、ここから上がる花火を鑑賞することによって、対馬の近さというものを感じていただくことができようかと思っております。

ことし暦年で約18万に届こうかとする観光客がお見えでございます、韓国のほうから。これから先も、この入り込み客というものを求めていく市民の方たちも、数多くいらっしゃることも事実です。そこでの経済波及効果ということもあります。また、花火をこちらから見ることによって、私ども対馬市が用意をしております向こうへ渡航する補助等を活用されて、釜山、ソウル等まで足を伸ばして、向こうの国の文化等に触れていただいている市民の方も数多くいらっしゃいます。

確かに、日韓関係というのは政府レベルにおきましては、特にことしに入りましてからさまざまな事象が起こる中で、必ずしも好ましい方向でないということも事実でありますけども、しかし私ども市民レベル、また自治体レベルでの交流というのは、途絶えさせることはいけないというふうに感じております。

また、5月、7月、9月でしたか、日韓の外相会談も行われました。そのとき、次なる日韓の好ましい方向というのを見出せずに、外相会談は終わっております。たしか11月初旬でございましたけども、外務省の次官級協議というのが行われたということが報道でありました。その中では、日韓の首脳会談の開催をするということまでは、方向が若干潮目が変わってきたと。大変

隣国に最も近い対馬にとって喜ばしい情報だというふうに思っておりますけども、それらの関係というものをこれからもよりよい方向に持っていくためにも、私どもの距離の近さというのを改めて感じていただけるようなことも必要だと思っております。

また、日本の客船等がこの日韓の海峡をまたいで、仮に2日なり3日なりで行われた場合の観光商品としての客船のクルーズの商品化を今模索をさせていただいているところであります。当然のことながら、私どもの対馬にも寄港していただき、また釜山のほうにも寄港していただく。そのようなことをやっていくことによって私どもの島のこの近さというものを改めて感じていただき、私どもは半島とのつながりというものを切るということはありませんと思っております。

そういう意味において、日韓の共同で26年度以降イベント等ができることによって、特に北部地域における振興等も図っていかれるのではないかというふうな思いで、今回、向こうからどれぐらいの花火を打ち上げれば見えるものかの実証をやった後で、26年度、本格的なイベントというものにつなげていけたらという思いで、今回補正を国の国交省の交付金等を活用させていただき組み立てたところであります。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 深い思いがあって、そのような考えは、市長なりのことは理解できる点が言葉としてはあるのですが。この社説の中に、これは記者会見したわけですから、将来的には国内外の観光客を呼び込む日韓共有のイベントを云々と。先ほど18万人ということが数字が出ましたが、決算の委員会のときに、私はびっくりしたのですが、18万人の中に、一応島には来るが、日帰りが半分近くおると。それは、もちろん免税店での購買を目的にするもの、そして旅行会社が宿泊施設の数のなさで仕方なく帰るというこの現実。私は、日韓の今の数字というのは限界を超えておると、これは船会社中心の観光が走っているなど推測します。

それで、もっと力を入れるということは、受け入れる具体的な宿泊の展開を方々にしかける市の先行的な対策が欠けているなど私は思っております。観光客を呼ぶ前に、そのことが欠点となっているにもかかわらず、それをやろうとしない現実を、私はこれはいかなものかなと、かように思っております。これは以前からのことですが、もっとその方向に力を入れてください。あなたの思いは、それなりにわかりますよ。長く思いを話されました。しかし、18万人ですよ。これを逃がしているのだから、半分近く。これをやっぱり思って、私はこの力の入れようはどうかと思うような気がします。それで私は終わります。質問は以上です。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいまおっしゃられた、その宿泊施設等のほうが18万人来ても半数が逃げていくといいますか、島に滞在しないのは、そちらを先に解決するべきではないかという、ごもっともなお話だと思っております。

これにつきましても、私もみずから宿泊施設を設置可能な、可能といいますか、していただければというふうな可能性のある方と、業者の方とお話をしました。この18万人の方たちの動向というものを向こう側も調査をされておられました。その中で、大きな問題というのを指摘されましたのが、宿泊施設、18万人だけ考えれば宿泊施設というのは可能なかもしれないという意味だと捉えました。しかし、問題は、私どものこの島におけるリピーターを生む土壌が少ないということに逆に指摘をされました。リピーターが生まれる環境がどんどん高まっていけば、逆にそういう宿泊施設の可能性というのは高まっていくというふうなお話だというふうに私は解釈をさせていただきました。

このリピーターをふやすという問題につきましても、私ども市民一人一人の問題も当然ございます。行政の問題もございます。それらでその問題を受けとめて解決に向かっていくことがとても大切だと思っております。対馬というところが大変行って楽しいというふうなことを、もてなしをやっていける島へと変わるためにも、今の18万人が落ちることのないような施策も打っていく必要があるかと思っております。

○議長（作元 義文君） いいですか。ほかに。19番、兵頭栄君。

○議員（19番 兵頭 栄君） 今回の補正、その中で斎場の修繕費、それが入ってないですね。峰の斎場、2基ある中で1基が故障。ところが、11月の29日金曜日、峰のほうで葬儀があった。ところが、もう1基も故障。それで、豊玉のほうにお願いして火葬していただいた。12月3日、志多賀で葬儀があった。もちろん、峰は2基ともだめ、豊玉に行った。ところが、豊玉の斎場も故障。上に行くか下に行くか、もうここまでくれば下がいいんじゃないかと、巖原のほうの斎場に行って火葬をしました。遺族、親族、あらゆる幅広い中で本土から来られた人たち、対馬というところは住みやすい住みやすい、安心して住めるところやと、そういううたい文句がある中で、こういう状況はどんな状況か。

3日の日に、12月3日、担当者に電話したら、3日の日に修繕に来ますと。3日、私は都合がつかずに4日の日に行った。1日で1台は修理が終わった。あと1台は、部品調達のため、2カ月かかりますと。そういった中で、こういう不測の事態に対するところの職員の対応がなつとらん。もし、市長あなたが喪主であって、最後のお別れをしたい隣近所、親族の人、豊玉までやったら行ってこうと、ところが巖原まで。その心情について、あなたやったらどういう反応をするかと。

そして、職員に言えば、金がない金がないと。4年前、斎場に行ったときに、黒い煙が出てきとると。管理者に、これは何かと確認したら、フィルターが壊れとるとに金がないもんやからしてくれんとですよって。もう1台は、もう1台も少しほげとりますと。そういうふうな状況で、担当者に言うてしてもらった。

ことしの1月、農業振興公社、ここにアスパラの営農者、その方が堆肥をお願いした。ところが、堆肥はないと。何でないのかと、金がないと。金がない金がない金がない、頼めば金がない。それが今の対馬の行政ですよ。

そういった中で、こういうふうなどっちが大事かと。ツシマヤマネコ、日韓交流、崇明県友好都市締結、何百万も使うことあったら、こういうしなに使いなさいよ。修繕費はどうなるか。ひとつ答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） 兵頭議員のただいまの質問で、今回の斎場の故障ということで大変御迷惑をかけていますことを本当陳謝いたします。

大もとの峰の関係なのですが、1台が壊れていまして、2基ある部分で1台が壊れておりまして、それを修理するというので、今回補正の中で早急に修理するというので計上しておりましたところ、もう1台のほうがちよっとダメージが大きい故障が発覚しまして、峰の斎場につきましては、2台とも修理できないという使えなくなる状態をちょっと今管理者としてもう本当に申しわけなく思っております。

その修理に関して、早急にするという手だてで、今その報告を受けまして1台について修理をいたしております。きょう、その使用ができるという運びになっております。

予算的な裏づけ、修理代ということでは予定はしてるのですが、何かと年数がたったりしてちよっと故障が多いということで、その予算を使ってしまったという部分もあります。

それと、豊玉の斎場につきまして、2基あったのですが、1基についてはかなりの損傷があるということで修理を諦めて、将来的に豊玉斎場については使えなくなる方向で考えておまして、その1基自体をずっと使用しとった地元の方々の要望もありまして使っておりました。1基について、今回これも接続部分といいますか、バーナーが使えないという故障といいますか、そういう形で、せっかくの遠くから来られた方の最中で使用ができなく、急遽、巖原のほうにお願いしたということで、もう本当管理者として斎場の機器の管理の面で迷惑をかけたということはもう陳謝いたしておりますので、申しわけございません。

○議長（作元 義文君） 19番、兵頭栄君。

○議員（19番 兵頭 栄君） それは、その前、厚生に籍を置いておったときに、豊玉の斎場は修繕費に金がかかると、それで休止に持ってこうと。今言われたように、地元からの要望であれば継続してもらった。今回たまたまそういうふうにご利用できる状況やったから助かったが、例えばそれがなく、峰が2基あるから1基故障しても大丈夫やと、そういう気持ちをあなた方は持ってあったんじゃないですか。それやなかったら、8月に故障した状況の中で、9月の定例に補正を上げるべきやった。そうでしょう。

やはりこういった不測の事態に対応する力というか考え方、少し欠如しておると私は思います。本場で金がないならば、花火大会でもやめて、そんな金を回しなさいよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（作元 義文君） ほかに、3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 資料の1ページをお願いします。1ページの一番上なんですけど、補正前が、記念式典の費用なんですけど、記念式典の費用と記念の公演の費用が補正前よりか200万ぐらい多くなってるんですけど、これは何でこんなに多くなったのでしょうか。

○議長（作元 義文君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 失礼いたします。3番議員さんからのお尋ねの市制施行に伴いますところの事業費の増についてのお尋ねかと思えます。当然この事業費につきましては、当初予算の段階でも相当額は予算化をいたしております。

○議員（3番 入江 有紀君） 大きい声で言ってください。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 申しわけございません。今回、予算額を889万8,000円増加をいたしておりますけれども、当初で計画をいたしました折には、まずコンサート、九州交響楽団を招聘をするということはもう従前から御説明はさせていただいておりますけれども、当初計画をいたしました段階では厳原と上対馬の2会場において公演をするというような予定でございました。その後、庁舎内での準備の検討委員会という組み立ての中で、やはりせっかくの機会ということでございます。なかなか対馬の青少年にもそのような交響楽を聞かせるという機会はそうたびたびもないということの思いから、やはり今回のせっかくの機会でございますので、厳原と豊玉と上対馬の3会場に予定を変更いたしました。そういう思いの中から、九州交響楽団のコンサートに伴う委託料がかなり増額をしてきたというところでございます。

今回の補正の増額の主な要因は、その九州交響楽団のコンサートの会場の増。それから、せっかくの機会でございますものですから、このコンサートの中に子供たちを、青少年、中学生、高校生ともどもお招きをして、そのようなあまり頻繁にない機会にも接していただくというような思いもございまして、そういう関係経緯の中から今回の経費が増加になったというところでございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 一般財源から出すのですから、もうちょっと、今苦しいこの対馬なので、もうちょっと経費を節約していただきたいと思えます。お願いします。

○議長（作元 義文君） 以上ですか。10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） それでは、参考資料の1ページの私が聞きたいのは、この地方

バス路線の維持の補助金についてであります。これは従来から毎年のごとく、このくらい出ておるんじゃないかと認識しておりますが、この支出の仕方が、どのように検討をなされて、年に何回この1億数千万の金を出しているのか、それとも一発で出しているのか。そこをちょっとわかる方に尋ねたいと思います。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） 波田議員さんの御質問にお答えいたします。

対馬市には、地方バスの路線維持費補助金交付要綱というのがございます。これの第2条で、補助対象期間として、前年の10月1日から本年の9月30日までが一つのベースになっておりまして、またその交付要綱の5条では、補助対象経費の額及び補助額というのがあります。その5条におきましては、補助金の額は系統別に経常費用と経常収益の差額から国庫の補助金と県の補助金を減額した額とするというのが第5条でございます。

したがって、補助金の流れ的には、国庫の補助金の実績報告のヒアリングは11月にございます。それと、県の補助金のヒアリングが12月にございます。その後、国の補助金、県補助金の実績報告関係書類を添付した上で市のほうに補助金の交付申請をしていただくということでございまして。

また、要綱の11条におきましては、支払い方法について規定があります。概算払いとすることとございまして、その場合、申請額の2分の1以内で概算払いを行うということとございまして、基本的には国庫の補助金、県の補助金が確定した上で市のほうに補助金申請をしていただくということとございまして、2分の1以内で概算払いを、例えば12月末に第1回目を交付いたします。残額について3月末に交付をしております。いわゆる2回に分けて交付をしているという状況でございます。

○議長（作元 義文君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） わかりました。なぜこの問題を取り上げるかといいますと、今2回で、いろいろもろもろ説明ありましたが、あるということになりますと、おのずとその年によったり、年々上限があつたり下限があつたり、プラスマイナスあると思うんですよ。そうしないと、なぜならば、公共交通を扱うバス会社である以上、株式会社でございますので、自社の努力とかいろいろそういったものがたくさん出てくるじゃないですか、その辺を考えたときに、大体ここで経常損失、そして全体の補助率と足したら、この書類を見ますと100%というふうに見えるんですけど、補助が。要するに、運営経常損失というのは、運営しながら1億4,000万じゃないですか。そして、市の補助金がそれだけ出ておると。そやけん、この株式会社として全体、市としても補助を出す以上は、いいですか、本当に中身がわかって出しているのか。

なぜならば、要は毎年こういった、今市長が言われます、交通機関がないので、地域の足のた

めをお願いしておるんだと、以前も説明があつておりましたが、そうなればなるほどに、もう少し明確にさせていただきたいんですよ。要するに、市民の足のために1億数千万の金は一般財源から出しておるのだと、だから皆さんにもしっかり交通に乗ってくださいとか、また受ける側の会社もしっかり、支出していただいとる以上はしっかりした目標を持って、少しでも支出するものが下がるのが望ましいじゃないですか、そういった意味でこの話を質疑として聞いておるわけでございます。

だからといって、決して交通を云々というつもりはないですよ。それはないんやけども、今は財政難と皆さんが言つてあるように、毎年決まったものが決まったように流れておつたら、ただ右から左にやるだけじゃないかを感じるわけですよ。だから、我々に提出されるときには、小さいところまではできないかもしれませんが、これだけでは出すだけであつて、企業の経営努力そのものが見えづらいなと思つております。だから、そこを含めまして、こんな大きなものを支出する以上はもう少し明確に出していただけないのかと。

これを一般企業にかえますと、いろいろそういった例えば半年に1回なりの資金調達する場合には、それなりの計画書をつくり、それとまた引き当てをしながら金融機関なんかをお願いするのが実態なんですよ。そういった方面からいったとしても、この補助金支出に関したらもう少し明確にさせていただきたいと、このように思いますので、何とか。株式会社のことは中身まで触れられないかもしれませんが、しかし補助を出す以上は、お互い信頼関係でやつてあるとはわかりますけども、しかしながら、本当に1万円でも出さないで何とか運営していつてもらつたほうがいいじゃないですか。39万人輸送してもらつたために1億2,000万も払つてるんですよ。ここを、今年度だけじゃないと思つたので、もう少し詳しく私に理解ができるように、また別の機会でも教えていただければありがたいと思つたので、よろしくお願ひしておきます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、10番議員がおっしゃられたことは、私はもつともだと思つております。委員会におきまして、これらの資料等について出せる範囲の、相手方もあることですから、出せる範囲の資料というものを委員会に提示をしていきたいと思つております。私どもも対馬交通株式会社のほうとの協議も事務方もたびたびやつております。経営のチェック等も入つておりますので、それらの部分をまた委員会に提示をしていきたいと思つたので。

○議長（作元 義文君） ほかに。何人ぐらいおられるかな。休憩しましょうかね。（「休憩しようや」と呼ぶ者あり）ちょっと暫時休憩します。35分から始めます。

午後2時24分休憩

午後2時35分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 3点ほどお尋ねをいたします。

その前に、兵頭議員の関連で一つお尋ねをいたします。斎場の件で市民の方が直接大変な迷惑をこうむっているという話ですよ。その中において、部長さんのお話でしたが、予算の計上、予算を上げるんだという作業が必要だという話もされておられます。しかし、そんなに市民の生活に直接影響を与えるような状態であれば、予算書には歳出の14款がございます。予備費がございますよ。ここには2,000万という金額を積んでおります。なぜ予備費なのかというと、そういう不測の状態に対応するための予備費なんです。そして、市長には専決という強い権限がございます。今回も補正この第4号においては1億5,500万という大きい金額も専決をしておるわけですよ。こういうことができるわけですから、そういう状態が生じたときには、なぜ専決、予備費を使つてのことができなかったのかということが、先ほどお話を聞いておつて非常に感じたわけですが、その点もお尋ねをいたします。いや、それは、3回しかありませんからね。

では、まず3点でございますが、この予算書でいいますと59ページ、参考資料でいいますと9ページでございます。ここに（仮称）観光交流センターの建設がございます。これと並行して、対馬市は博物館の建設も考えておられます。この博物館の建設は、現段階においてどういうところまでの状況なのかと、県との練り合わせはどこまでできておるのかということがまず1点です。

そして、この博物館は、昨年24年の3月に基本計画ができ上がっております。もうそれから既に1年をはるかに超えたわけですが、計画される観光交流センターと、それと対馬市博物館、仮称でございましょうけれども、これの計画の整合性はとれておるのかという点でございます。

3点目が、この資料の9ページには、かなりの予算をふやしておるわけですが、1億約3,000万ぐらいですね、予算がふえております。その中で、その理由としてはワークショップなどの意見を考慮してというふうになっております。それぞれのたくさんの意見を集約をして、その結果がこうなったと思います。その中で、今までは観光交流センターというだけの機能であったけれども、全協のときにいただいた資料からすると、バスターミナル機能というふうなことも入っております。当然のごとく、こういうふうなうたうということは、ワークショップでそれ相応の話があつてのこの計画なのかということです。まず、その3点についてお尋ねをいたします。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） 斎場関係の関連質問の中で、修理に関しては、私ども早くしな

ければいけないという形で、予備費を使いまして修理を実施しております。それは即座にやっておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 2点目、3点目につきましては、私のほうから答えさせていただきます。

博物館の構想の中で、今の県の状況はどのようになっているのだというお話がありました。それと、その基本計画で上がっている博物館の計画と今回補正で計上しております観光交流センターの計画との整合性はとれてるのかというふうなお話だったと思いますが、博物館の工事につきましては、今県のほうが県の本庁3課での協議をずっと何度となく進めていらっしやいまして、今向こうの計画が固まったというふうな話を今聞いておる段階でございます。そのことと観光交流センターの計画との整合性ということでございますけれども、これについては以前から申し上げておる部分がありますが、大きな対馬の全体の博物館といえますか、3つの国指定史跡を含めたガイドランスがきちんとできるセンターということを宗家の史跡整備委員会のほうでは出されております。その際に、今の観光交流センター、仮称でございますが、これを予定している場所につきましては、3つの国指定史跡のまずゲートウェイとしてのつくり込みをしてから中でのガイドランスセンターを必要とするのだというふうな計画に基づいて、博物館の基本計画もその流れの中でつくられておりますので、2つの施設の整合性はとれているのかということにつきましては、整合性はとれているというふうに感じております。

また、3点目のバスターミナル機能とワークショップの話がございました。ワークショップの中で1回目に、バスをあの中に周回させるという話は一度は出されております、この件については、そういう中、ワークショップの中では建物本体の使い道の方向性というのが中心に話されているのではないかなと思います。ところが、一つ言えることは、あの厳原のちょうど中心部になるわけですが、厳原の顔ともいえる場所です。そういう中で、かつてあの場所には対馬交通さんの会社がありました。中を周回して、あそこで乗り降りをされていたわけですが、そのことによつての人のにぎわいとか、シャワー効果とかいうものが周辺の商店街等にも及ぼしていたんだろうというふうに昔を思い出しております。そういう中、人が周回の中でたむろ、集まってくるということがあの地域にとって必要なのではないかということ。それと南のほう、厳原南部のほうのバスと、それから厳原に寄ってから北に走り出す。そして、統合病院のほうに走るとかいうことは想定をしております、あの場所を一つの結節点としながら、バスの乗り降りを、そしてつなぎをしていくということが最も好ましい方法であろうという交通政策上の考え方もこれには加味させていただいたところでもあります。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） その兵頭さんの関連ですけれども、私が言いたいのは、そうい

うふうな不測状態に際したときには専決をする必要があったんじゃないかというお話をしましたよね。専決をする必要があったんじゃないかというお話しましたが、その分はどうなんですか。

それと、このターミナルなんですけれども、先ほど言われるように、今の対馬市交流センター、ここには以前から対馬交通さんがバスターミナルを持っておられました。そして、今回の計画では移すというお話ですけれども、以前、対馬市交流センターについては、これは国の補助をいただいて、わざわざ県道24号線をバスがとまるように手前にわざわざ引いて、そして補助金をいただいて施工したということがございます。そして、今回も、補助金の名目は若干違うかもしれないけれども、同じように国の補助などをいただいて、同じような施設をつくるということですから、せっかく今できて、市民の方もなじんで、今の状態が私が考えるのは一番いい状態だと思います。それをあえてさらに補助金を使う必要はないと思います。それも一つ。

それと、先ほど市長が言われたが、ワークショップでそういう話が出てきたんだというお話でしたよね。前回の全協の……

○市長（財部 能成君） ワークショップに投げかけられてる、こっちから投げかけたことはありませんけれども。

○議員（14番 小宮 教義君） ということは、ワークショップではこのバスターミナル機能という話は出てこなかったんですよね。そうですね。この予算づけからすると、ワークショップの意見がたくさんあったんだと、それを集約したらこういうふうになったということですから、ワークショップの中で、ワークショップというのは周りの地域の方がたくさん集まっての話ですよ。そのワークショップの中で、このようなバスターミナルの移転が必要だという話が1回でも2回でもあれば、それは移すということも考えられるけれども、しかしワークショップ、地域の方がいっぱい集まった中で、その話も1回もなかったということですから、それからすると、さらにあえてまた補助金を使ってつくる必要性は全くないと思います。

まだ、もう2回しかありません。その後お答えください。

それと、整合性があるということですよ。そして、現状において、県の打ち合わせの中で、県の3課がまとめ上げて知事のほうに出しておるのだと。そして、それがほぼ固まったということですよ、先ほどのお話ですと。そうすると、今の状態で固まったならば、それを早く形にする。そして、今の計画の観光交流センターとの対比をして、そして必要なものはここに置くのだと。必要でないものはこちらのほうに移すのだという計画を練った後のほうが、せっかくお金を使うならば正しいと思いますよ。

というのは、ここに、皆さんにも配付があったと思うんですが、対馬博物館の基本計画がございいます。この中に、今の仮称の観光交流センター、そこは基本的にはここに全ての交通機関を集約するということですよ。そして、ここに観光バス、そして路線バスも一部入るかもしれない

けれども、そういうものの集約があって、ここから人が歩いて、またはそれにかわるもので博物館またはその周囲を散策をするというのがこの計画なんです。その中で、今の幼稚園、今度解体するところがございしますが、そういったところも導入散策区域ということで設定をされてあります。ここで物を見ながら歩くのだと、そして上のほうに行きますと交流学习区域というのが設定してあります。ここで屋外でいろいろなものを学習をするのだというスペースなんです。

そして、先ほどの交流センターの中には、物を売るといことですけれども、全協のときの説明で。そして、この資料にも、博物館の資料なのですが、これは面積が6,000平方メートルあります。その中に当然入り口がありまして、ロビーがございしますが、その中に200平米、約70坪ぐらいですね。そういうスペースを設けて、その中の一部にショップも置くんだと、そこで物を売るんだという計画もなされております。

さらに、常設の会場として、博物館においでくださった方に映像を見ていただいて、そして対馬全体を理解をしていただくと。それから、そこを出発点に各地域に行っていただくというような常設の会場もございまして、映像を交えて。

そういうふうな基本的な計画があるわけですから、先ほど市長が言われたように、その内容はほぼ固まったということは、建設費用40億から50億かかるでしょう。費用とかその後の運営費、約2億かかると言われていますが、その辺の分担も当然はつきりとしたから固まったということでしょうから、ならば、そういう固まりができたならば、今の計画とのつけ合せをしてやっていくべきだと思いますよ。無駄なものをつくったら後で大変です。全体的、総合的に考えていかなければいけないと思いますけどね。どうでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 何点かありましたが。観光バス、路線バスの問題、これについては、当時から明らかに観光バス等が急増をしているということも考えなくてはいけないと思います。計画策定時点のお話、若干違ってくるのではないかとも思います。

それと、もう1点は、今の確かに交流センターのところに車道から引き込めてバスレーンができております。これについて国費が当然入っているというのも事実です。ところが、現在の状況では、南に行く人は交流センター側から向こうに渡らなくてはいけないというふうな状況があります。北へ移動する人にとっては、交流センターの大屋根のところでも休憩もすることもでき、その場からずっと乗れる状況がございまして。今の状況の中で路線バスの南北への結節点としてのつくり込みはなかなか難しいというふうに思っております。そういう意味において、今上げております観光交流センターの1カ所において、周回の中で南北いずれにしてもその場所から乗れるというふうな状況をつくっていくことが利用者への私どもの仕事だというふうにも思っております。

それと、県の計画の話がありました。3課協議がほぼまとまっているというふうに私は表現さ

せていただいたはずです。ほぼという意味も理解していただきたいと思っております。それがきちんと出た段階では、こうすることで県とまた市のほうとの打ち合わせがあるかとも思っております。そのときに、今この観光交流センターと機能としてバッティングするののかというと、私はならないと思っております。今、小宮議員さんが見せられました計画等のショップというのは、あくまでも博物館というものがメインであって、ショップというのはもう本当わずかなショップであります。そういうスペースをわずかばかりでもとって、博物館を訪れる人にくつろいでもらおうという考え方のショップだというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） 先ほどの斎場の会計処理の関係ですが、これについては、今発注をしまして、請求書が上がる段階であります。基本的にその会計処理につきましては事務方のほうで適正にやるつもりでおりますので、御安心いただければと思います。

○議長（作元 義文君） 最後です。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） そのバスターミナルということで、市長のお考えですと、あそこから2つにバス停分かれていますからね、向こうに渡るのも大変だというお話ですが、ですね。それはそれで一つの考えだと、いいと思いますよ。ただ、何のためにつくるのかというと、バスを实际使われる方のためにつくるんですよ。そして、そういう使われる方もワークショップの中にはおられるわけですし、必要性があるならば、この皆さんが地域が集まった方の中でそういう話があればいいけれども、何回も言いますが、そういう市民からの要望もないのにこのような形ですということは、市民の声、私の代じゃないですけども、市民の声を生かすといいますけれども、市民の声を生かしていないんじゃないですか。自分の考えだけで物事を考えるからそうなると思いますよ。実際の使われる方の考えをよく聞いて、反映させていくのが行政じゃないですか、と思います。

それと、整合性があるということですが、ならばお尋ねしますが、今の計画のバスターミナル、ここには、お聞きすると、約1日125便の路線バスが入るそうでございますよ。では、観光バスはどうなるのかということになるわけですが、それについては今の幼稚園跡地などを含めたところで考えておられるということですが、この博物館の基本的な計画の中で、ただ博物館があっただけじゃだめなんですよ。やはり周りにそれ相応の博物館と対比できる、さっき言った導入散策とかいろいろなものがあって、一つの区域でこの博物館の計画ができていますから、それからすると、駐車場をその辺に置くということは博物館計画そのものの基本計画が崩れるわけですから。だから、県のある程度まとまっておるというならば、県のほうがその辺のすり合わせもしてやっていったほうがいい建物ができると思いますよ。3回で終わりますけどね。

○議長（作元 義文君） 答弁、要りますか。

○議員（14番 小宮 教義君） 答弁、要りません。

○議長（作元 義文君） 次、11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 先ほどから話に上がっております対馬国境花火大会実証事業について、私が所管外でありますので、再度本部長、この目的と、それと今回これは実証事業ちゅうことで、来年度からどうするのか計画があれば少し、補足説明でもいいですけども、よろしく願いいたします。（「資料を配付しましょうか」と呼ぶ者あり）

それと、9ページ、消防費、1項3目の消防施設費でありますけれども、この消防署移転事業、峰出張所を今ある中対馬総合開発センターに移転するという事業なんですけれども。まず1点目は、この施設はまだすばらしい施設なんですよね。大会議室にしてもまだ使われる会議室です。それをなぜそこを崩してまで移転する理由が一つです。

それと、先ほど総務部長の話では、地区住民の同意を得られましたという説明でありましたが、どういう形でそういう住民説明がなされたのか、2点目です。

それと、もう1点、この移転をして、この開発センターも多分昭和58年ぐらいだったと思いますけれども、これを移転して、あと何十年ぐらい耐用年数と申しますか、使用ができるのかという、この3点の説明をお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） 上野議員さんの御質問にお答えする前に資料を、初めて御説明しますから簡単な資料を御用意しておりますので、ちょっと配付させていただければと思いますが、議長さん。

○議長（作元 義文君） はい、どうぞ。暫時休憩します。資料を配付してください。

午後3時02分休憩

午後3時03分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） 失礼します。今お配りした資料につきましては、対馬国境花火大会の全体の狙い、目的、5つの柱、それと3ページ目には25年度の事業について簡単に掲載しておりますけれども、あくまでも参考資料としてごらんをいただきたいと思います。それをごらんいただきながら説明を聞いていただきたいと思います。よろしく願いします。

先ほど市長のほうから答弁を申し上げた関係で、ほとんど趣旨、目的については御理解いただいたと思いますが、先日のテレビの全国放送でも世界の花火大会が見られる島として対馬が紹介されております。そのような中、国や県の関係者のバックアップもございまして、旅行会社のJ

T Bさんとの相談の機会を得ることができました。対馬から花火を打ち上げ、韓国に近い対馬をアピールすることで観光客の誘致ができないか、図れないか協議を重ねる中で、対馬の魅力を発信する重要な素材になるのではと確信したところでございます。したがって、来年10月以降の釜山の花火大会との共演を目指し、今年度はその実証事業として韓国側との協議、対馬からの花火をどのように上げれば効果が出るのか等について実証していこうと計画したところでございます。

資料の3枚目でございますが、平成25年度の取り組みでございます。実証事業の目的、内容につきましては、今回の実証事業の位置づけといたしました来年度以降の釜山花火大会との共演、相互協力を目指しまして、本年度は釜山市花火大会の関係者との協議、それと事業効果を上げるための実施方法等を模索することに力点を置いております。具体的には、日韓共同による花火大会として実施可能かどうか、また効果的な実施方法について釜山市側と協議を行いたいと思っております。

2点目は、実際に花火を打ち上げまして、花火の大きさや釜山側からの見え方を検証いたしまして、効果的な花火の構成を検証を行いたい。目視及び写真、テレビカメラによる確認を行いたいと考えておるところでございます。

また、26年度の取り組みといたしまして、実際にJ T Bさんと協議をしておりますが、J T B側の感触、意向といたしましては、去る9月に長崎支店長さんが来島されまして、花火打ち上げが実現可能となった場合の旅行商品づくりについて協議を行ったところでございます。J T Bの意向といたしましては、客船をチャーターいたしまして、対馬の花火、それと釜山の花火を海上から客船で見学するツアーの造成を検討したいということでございます。具体的には、客船で対馬に来て、昼間は対馬北部の観光をしていただき、夕方出国手続の後、出港し、対馬の花火を海上から見ると。その後、釜山へ向け出発し、翌日、釜山で観光後、夜に釜山の花火を見て帰国する。このようなツアーを組みたいとの意向でございます。J T Bさんにおかれましては、にっぽん丸のチャーターについて具体的に御検討いただいております。また、釜山の花火大会につきましては、例年、ぱしふいっくびいなすとか、飛鳥Ⅱとか、船上から見るツアー、それとJ T B、読売旅行さん、そういったところも見学ツアーが組まれているところでございます。

それと、27年度以降についての考え方でございますが、議員さん方、御心配の点でございますが、本当の国際交流を継続していくためには、この日韓共同イベントとしての花火大会をこの二、三年だけに終わらせるんじゃなくて、継続していく必要がございます。これまで国境マラソンIN対馬、厳原港まつり、ちんぐ音楽祭、国際交流の3大イベントといたしまして位置づけましておりましたけども、これらに次ぐ国際交流イベントとして構築を図っていきたいと考えてお

ります。

現時点では、平成25年度から27年度までにつきましては、離島活性化交付金を財源として見込んでおりますが、その後についても国それと県レベルの助成制度を活用し継続をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 次、消防は、消防署のほうかな、どっちかな。消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 上野議員の御質問に答えさせていただきます。

峰出張所の現況につきましては、現在我々が使っております空港を除く出張所の中では最も狭い状態でございます、これを拡張することができぬほどの土地の状況でございます。また、新しく建て直す場所というものも我々のほうでつかまえることができずに、現況のセンターの大会議室の中に入るスペースというようなものを考えまして、お願いをしたところであります。

また、地区の同意というものでございますが、組織機構の見直しをしますということで、佐賀で開催しました折に、現況の出張所の建物がラーメン構造というようなものでということをお説明をいたしましたところ、区長さんから、もう移転することはわかっているから、もうそんなことは説明せんでいいというような御指摘をいただきまして、詳しい説明をしておりません、消防からは、それで、私としては地区のほうとしては同意をいただいているものというふうに考えております。

また、昭和58年で、あと何年ぐらいもつのかということなんですけれども、消防のほうでは、火災の損害というものを出す場合に、鉄筋コンクリートの建物は50年という減価償却の考え方がございまして、あと20年はもつものというふうに考えております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） 最初の花火大会の分につきましては、あとやっぱり総務委員会ですか、その委員会のほうの審査をまたよく審査したいと思います、見たいと思いますので、もう結構です。

この移転の話ですよ。今、消防長の話では、区長が話でもういい、地区が同意してくれたという感覚を得たという話ですけどもね。それじゃあ、もう少し足らんとしますよ。この議案が配付されまして、私は区長さんのほうに、こういう議案が上がっていると、佐賀地区として皆さんの同意は得ているのかという話をしたら、そういう話もしておりませんので、そうなったら地区役員会でも開いてくださいと。そうしないと、私も地元の議員としても、やっぱり反対か賛成か、ある程度地区の住民の話を聞きながら言うことは言わなければなりませんので、そういうことでようやく。反対の人もかなりいたわけですよ。今私が言うように、まだ新しい施設を崩して

まで何でやるのかと、あるいはこの大会議室がなかったらどこで会議をするんですかと、そういう話も出ました。ですから、こういうやっぱり大事な話をするときは、私は消防長ばかりではできんと思いますよ。やっぱりセンターの部長も来て、やっぱり地区の最低、役員、区長さんも役員さんたちの中では、こうこうこうなっただけでこうしますという話をせんと私はいけないと思います。そのところは反省をしてもらいたいですよね。

しかし、地区の方々は、やはりもう対馬市の財源がえらい、財政がえらいということはわかって、理解は得ていただきましたよ。ただ、今後この消防施設が中にできたら、あと会議室がいうように、あと残ったところでいろんな会議をしなければいけないんですよね。そこで、市長、お願いがありますよ。私は、きのう行きました。行って、あと残る分のところは、会議室はほとんど2階ですよ。2階の便所も使用できません。かなりあります。それと空調設備もかなりききません。このことはいいけども、後のフォローをしてくださいよ。市長、お願いします。答弁お願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 佐賀にあります離島開発総合センターの2階の状況といのは、私も状況わかりませんので、現地等を見させていただいて、当然、大会議室のほうを今の計画では使いたいというふうなことで進めておりますので、その2階の部分は見ていきたいと思います。また、佐賀地区におきましては、今度は北になりますか、北のほうにもそのような公民館が、平屋の、等もございます。そういう施設とのすみ分けなんかをどのようにできるのかとかいろんなことも考えながら方向性は出していきたいと思います。

○議長（作元 義文君） いいですか。関連で、5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 花火大会の件を関連で質問します。大変すばらしい計画、聞かせていただきました。すばらしいですけど、いやに突然こんな話がぽこんと出てくるんですね、市長。もう少し何かこう、市民を代表する議会に前もっていろいろ話しする機会はたくさんあったはずですが、何でしょうかね。そういうことは、常々そういう形を市長のこの提案はされている。いつもびっくりしているんですがね。

ところで、私はすばらしいと思うんですよ。しかし、これは対馬市がすばらしいと思っているだけであって、相手があることなんですね。特に、国際交流については、相手方と親密な連携をとって、長い交流の中で、芳洲先生の誠信の交流、信頼の中でこういうものは成功するわけなんです。当然相手とのこういう計画について交渉が行われて、その辺の韓国サイド、市になるのか、釜山の花火大会の実行委員会になるのか知りませんが、その辺との交渉の結果、どういうことだったのかをお知らせください。

それから、先ほど将来計画についても話がありました。うまくいけばの話でしょうけど、来年、

再来年やって、その次、継続的にやると、それは理想的でしょうが。市長は、たしか4年しか任期はなかったですね。市長にこういう大きな計画を要する事業は、市長の任期以降のものについては、よく議会と相談をして、そして出発をしなければ、市長の任期を超えるものについて、あなたが今決める権限は何もないんですよ。（「ごもつとも」と呼ぶ者あり）だから、議会とじっくり相談をしながら、そして必要なものは決議をするなり、了解を得て進めていただくことを願いますが。

もう1点、先ほど部長の説明によると、具体的な話でした。対馬の上のほうで、にっぽん丸とか借りまして、対馬で花火を見ると、そして韓国の方に行くと、次の日に韓国の花火。私は共演するんだと思っておりましたよ。そしたら、前日に対馬で上げるような計画を韓国の方と協議なされて、そういう形になったんですか。いずれにしても、相手のほうの意見がどうだったのかをお聞かせください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 向こうのほうの花火の実行委員会と私が出会ったわけではありません。ただし、釜山市の職員の方、政策推進室長でしたかね、その方とは向こうに行った際に話をさせていただいたところがあります。

それと、正式といいますか、文書でも何でもありませんけども、釜山にお住まいの姜南周国際諮問大使の方にもこのような構想を持ってるんだがと、どうお考えですかということでお尋ねはさせていただいたところがあります。

それらについては、姜南周先生の口からも今の状況、さまざまな状況を考えたときお互いがそういうふうなことをやることで歩み寄れるならいいんじゃないかというふうなお話は諮問大使の方からはいただきました。

釜山市の職員の室長さんにつきましては、細かい話について、どのように本当スケジュールを組むのかとか、来年の日程が実はまだ詳細がまだ決まってないというお話でした。土曜か日曜かなんでしょけれども、そのあたりをどのように、エージェントの問題もあります。それで組み立てを今からしていきたいなというふうに思っております。

それと、任期を超えるという話がありました。申しわけありません。25、26、27までは一応任期中ということでお許しいただいて、28以降の計画はここには出してないということで、できれば日韓交流のイベントと、友好交流のイベントということで続けていきたいイベントですというふうなことで部長は答えたという理解をいただければと思います。

○議長（作元 義文君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 釜山のほうの役所の方と諮問大使の姜南周先生と話をしたというだけのことですね。具体的には何も決定はしてない。そういう中で対馬のほうはもう準備を始め

るんですか。

もしですよ、もしの話です。釜山の実行委員会なりと話を詰める中で、こんな危惧もしたんです、私は。釜山の広安里の花火大会は世界的にも有名は花火大会ですよ。それに対岸の対馬から花火を上げて、やめてくださいよ、お邪魔虫はと言われたらどうするんですか。だから、その辺の危惧した話をしてるんですよ。そう言われるとは言ってない。そういうものがしっかり固まって初めて議会に相談をして、いよいよこういう計画に進みたいがということで予算をされるべきであって（発言する者あり）あなたには聞いてない、ちょっと黙っとって。

それで、この計画を見ますと、来年の通年であれば10月のことなんですよ。それで、どうして急いで今年度でその実証実験をしなけりゃいけない、それ前に私はすることがたくさんあると思うんですよ。せつかくいい計画をするなら、しっかりとこう一步一步計画が実現できて成功をするように仕組んでから予算化をすべきであって、予算化してうまくいきませんでしたといったらどうするんですか。何かこう急ぎ過ぎの感があるんですが、その辺と、もう1点は、私はちょっと任期の話は余分なことを言いましたが、一応こういう計画をするときには、やはり来年度、再来年度でこれが終わっては何の意味もないんですよ。それこそ線香花火を上げただけ。やっぱり継続的にするためにしっかりとした協議をしてやっていくべき、そのためには後年の場で計画するなら、日韓交流の総合的なビジョンを議会とともに練って、そして総合計画を立てた中で一事業としてこの辺を取り組むべきであって、何か単発的に、いい事業ですよ。いい事業ですけど、何か急ぎ過ぎの感が否めんですが、大丈夫ですか、予算化して、自信あります。その辺をお尋ねします。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） 前段のほうの御指摘についてちょっと私のほうから。実証事業の今回の25年度の目的について、若干資料もお手元にお配りしておりますけれども、その実証事業の中身としての一つに釜山側との協議というのがあります、それについて旅費等も予算化をさせていただいてるということで、まさにその協議も含めて実証事業を行うということで御理解を賜りたいと思います。

それと、JTBのほうのお話がありましたけども、対馬で見て、翌日釜山のほうでというような、そういうことですが、今のところJTBとしては一つの案としてそういう意向をお持ちによろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） いいですか。はい。5番、瀧上清君。

○議員（5番 瀧上 清君） 釜山側との協議云々の旅費等の予算が含まれておることは十分承知して聞きよるんですよ。その花火実験も含めて、ここで全部の予算を決めてしまう前に通常の予算で幾らでも協議ができるじゃないですか。その辺の協議が整って初めてこのような事業の予

算を組むべきであって、今からそういう話を進めます。片一方ではもう実証実験します。何かです、もう決まったような形の予算の組み方なんですよ。

私は方法として、そんなに慌てなさんなど、来年の10月のことで今からでも十分協議の時間があるし、実証実験のタイミングがまだまだ10カ月以上あるんですよ。そんなに慌ててこの補正で、何も決まってないのですね、まるで、これは花火大会競演、これ何て書いてありますか。共同イベントとしての取り組み、その辺の縁組も話し合いもしてないで、何かもう結婚式の準備しよるじゃないですか。私たちの対馬市だけの思いで事をあまりにも進め過ぎると失敗するんですよ。相手とよく話をして、そして煮詰めた中で予算化しても遅くないです。慌てなさんなど言いたいんですよ。何でこの今年度にこんなに慌てにやいかんか、その辺も含めて、これはここで審議する案件じゃないようですから、総務ですか、常任委員会、ひとつその辺を含めてしっかりと審議をいただきたい。そして、韓国サイドの意向もどのような意向であるかも含めた中で、これ納得できる中で結論を出していただきたい。

以上です。

○議長（作元 義文君） いいですか、答弁は。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 参考資料の13ページ、統合幼稚園事業について御説明をお願いいたします。

ここの中で、工事請負費としての中に既存屋外大型備品等の移設工事費、それから備品購入費としての中にも園庭備品の購入費というのがございます。このことについては、既存のものは何を引き続き移設して使うのか、新規の購入はどういうものを予定してあるか、ここで御説明ができれば御説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（作元 義文君） これ委員会付託です。

○議員（2番 小島 徳重君） 委員会で資料が出せれば委員会でも結構です。

○議長（作元 義文君） 委員会でそしたら聞いてもらいます。ほかに。入江さん、さっき質問。

（発言する者あり）されんこともないですけど、1点。（発言する者あり）いやいや、さっき1回しか質疑しとらんけ、1点あれば。いいですか。（発言する者あり）いけんことはないと言ってるでしょ。だから1点でよければどうぞ。

○議員（3番 入江 有紀君） 資料の7ページをお願いします。資源のとしょかん化プロジェクト事業のことなんですけど、対馬市の種類豊富な天然資源で未使用って書いてあるのは、これは植物、海洋、それから有害鳥獣、そしてからその他で未使用ってというのは、どんなものを市としては考えてあるんでしょうか。

それともう一つ、3名新規採用って書いてあるんですけど、市の職員として新規採用なのでし

ようか。それとも、臨時採用で任期を決めて採用なんですか。お答えください。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 入江議員さんの御質問にお答えします。

この事業は国の緊急雇用創出事業ということで、民間に委託を行ってやる事業でございます。特に対馬の場合は、往々にしていろいろな資源があるにもかかわらず商品化がならないというような部分がございますので、そういうものをまた洗い出して商品にしようじゃないかというような動きですけれども、要するに資源と、そういう活用を図って、そのことによって職業を還元していくというような新商品開発を含めたことで、その受託先としては、対馬の次世代協議会ですかね、こちらが一応実施をするということで今回の予算に計上させていただいております。よろしく願い申し上げます。（「ちょっともう一つ、未使用の部分はどんなのが未使用、市としては考えてあるんですか」と呼ぶ者あり）

その件につきましては、申しますように、これからいろいろ洗い出しを、このNPOさんがやっていくんだということで、今特にそばの青汁とかいろいろこれまでにないようなこともやっておりますので、そういう我々が対馬の人が目につかないようなところがいろいろ出てくると思いますので、そちらにも期待をしたいと思っております。

以上です。

○議長（作元 義文君） はい。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 新規採用って書いてあるんですけど、3名の。それは新規採用、本採用か、それか臨時採用かどちらでしょう。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） ちょっと私の説明がまずくて大変御迷惑をおかけしますが、市が雇用するんじゃなくて、この事業そのものをNPO団体に委託するものですから、そちらが予定として雇用を3名を予定するという計画でございます。市が採用するわけではございませんので、よろしく願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで質疑を終了します。

暫時休憩します。45分まで休憩します。

午後3時35分休憩

午後3時45分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

議案第77号は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第22. 議案第78号

日程第23. 議案第79号

日程第24. 議案第80号

日程第25. 議案第81号

日程第26. 議案第82号

日程第27. 議案第83号

日程第28. 議案第84号

日程第29. 議案第85号

日程第30. 議案第86号

○議長（作元 義文君） 次に、日程第22、議案第78号、平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）から、日程第30、議案第86号、平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）までの9件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました、議案第78号から議案第83号までの6議案について御説明申し上げます。

まず、議案第78号、平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費及び豊玉診療所嘱託医の退職に伴う謝礼の減額、各診療施設の営繕並びに鴨居瀬診療所浄化槽改修工事等の増額が主なものでございます。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出の予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,524万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,969万7,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。

4款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1,524万9,000円減額しております。

歳出でございますが、10ページをお願いいたします。1款総務費、1項施設管理費は1,524万9,000円の減額でございます。職員の人件費で嘱託職員報酬700万円の減額を

含む1,471万9,000円、豊玉診療所嘱託医1名が8月末に退職されたことから、報償費を274万7,000円それぞれ減額しております。需用費は各診療所の電気料等及び豊玉診療所の消防設備等の改修等で193万3,000円、工事請負費は鴨居瀬診療所の浄化槽流入管改修工事として28万4,000円それぞれ増額しております。

12ページ及び13ページに、補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第79号、平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入で国庫支出金、県負担金等の増額、歳出では後期高齢者支援金等の減額、共同事業拠出金を増額しております。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,657万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億4,353万6,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、高額医療費共同事業負担金1,257万5,000円を増額。

4款1項療養給付費交付金は、退職者医療交付金の決定により479万1,000円増額。

5款1項前期高齢者交付金は、同交付金の決定により137万3,000円の減額。

6款県支出金、1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金の決定により1,257万5,000円増額。

11款1項繰越金は、その他の繰越金を1,784万5,000円増額。

10ページをお願いします。12款諸収入、4項雑入は、老人保健拠出金精算還付金として16万1,000円増額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費及び2項徴税費は、嘱託職員報酬等をそれぞれ22万円と12万円増額でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費及び3項移送費は、財源内訳を変更いたしております。

14ページをお願いします。3款1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金でございますが281万円の減。

4款1項前期高齢者納付金等は16万7,000円増額。

6款1項介護納付金は額の決定によりまして163万8,000円減額。

16ページをお願いします。7款の1項共同事業拠出金は、高額医療費の共同事業医療費拠出金であり、5,030万3,000円の増額でございます。

18ページ及び19ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、議案第80号、平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費及び後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものでございます。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,469万7,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。5款繰入金、1項一般会計繰入金は、事務費繰入金を4万8,000円減額、6款1項繰越金は、前年度繰越金を354万9,000円増額、7款諸収入、5項雑入は、前年度還付未済金を17万2,000円増額しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費は職員手当等で97万4,000円を増額、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は保険料納付金を269万9,000円増額しております。12ページ及び13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

○議長（作元 義文君） 部長、ちょっと待って。あらかじめ申し上げます。本日の会議は、議事の都合によって延長します。はい、どうぞ。

○福祉保健部長（多田 満國君） 続きまして、議案第81号、平成25年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費及び基金積立金の増額が主なものでございます。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,773万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,897万6,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。3款国庫支出金、1項国庫負担金は、介護給付費負担金を282万6,000円、2項国庫補助金は、調整交付金を50万円それぞれ増額。

4款1項支払基金交付金は介護給付費交付金を43万円増額。

5款県支出金、1項県負担金は、介護給付費負担金を210万円増額。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1,955万円減額しています。

10ページをお願いします。8款1項繰越金は、前年度繰越金を7,143万1,000円増額しております。

次に歳出でございますが、12ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費は、職員の人件費等444万1,000円を増額。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、財源内訳の変更、6項特定入所者介護サービス等費は、同サービス給付費を500万円増額。

4款1項基金積立金は、介護給付費準備基金積立金を4,666万2,000円増額をいたしております。

14ページをお願いします。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、介護給付費国庫負担金返還金等163万4,000円を増額。

16ページ、17ページには、補正予算給与費明細書を添付させていただいております。

続きまして、議案第82号、平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、介護予防事業費の減額が主なものでございます。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市の介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,534万3,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入であります。8ページをお願いします。2款1項繰越金は、前年度繰越金を19万2,000円、3款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入を117万2,000円をそれぞれ減額でございます。

歳出でございますが、10ページをお願いします。1款地域支援事業費、1項地域支援事業運営費は、報酬等で25万5,000円、2項介護予防事業費は、二次介護予防事業委託料等73万8,000円、それぞれを増額、3項包括的支援事業・任意事業費は、介護用品の支給減

による扶助費等で295万8,000円減額。

12ページをお願いします。2款介護予防支援費、1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料を60万1,000円増額でございます。

14ページから17ページにかけて、補正予算給与費明細書を添付いたしております。

最後です。議案第83号、平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、人件費の減額、施設の維持補修経費の増額が主なものでございます。

1ページをお願いします。平成25年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,316万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,474万2,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。3款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を5,252万2,000円増額、5款諸収入、3項雑入は、損害賠償金の受け入れでございます。

歳出でございますが、10ページをお願いします。1款民生費、1項社会福祉費は5,316万5,000円増額しております。人件費は嘱託職員報酬60万円の減額を含む132万円の減額、需用費は特養日吉の里の重油代に77万6,000円、電気料等に101万9,000円、修繕料は特養ひとつばたごの浄化槽のふた改修等で112万8,000円をそれぞれ増額、委託料は特養浅茅の丘の空調機器の設備改修工事の設計監理等の委託料に99万1,000円、工事請負費は老朽化、経年劣化しております特養浅茅の丘の空調機器及び特養日吉の里の浄化槽の配管改修工事として4,999万1,000円、補償、補填及び賠償金は、特養日吉の里の入浴時の事故に係る損害賠償金を計上いたしております。

14ページから15ページに、補正予算給与費明細書を添付しております。

以上、議案第78号から議案第83号までの説明をさせていただきました。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 次に、豊玉地域活性化センター部長、梅野泉君。

○豊玉地域活性化センター部長（梅野 泉君） 一括議題となりました議案第84号、平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正は、船員の人件費と委託料の補正でございます。

1 ページをお願いいたします。平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,759万6,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。2款国庫支出金1項国庫補助金は、1目航路事業国庫補助金を112万円減額しております。

4款繰入金、1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を30万8,000円減額しております。

6款1項1目の繰越金は、前年度繰越金79万1,000円の追加でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、嘱託職員報酬60万円の減額、臨時船員賃金52万円の追加など、嘱託職員退職に伴う人件費及び離島航路構造改革調査委託料121万8,000円を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括議題となりました議題のうち、議案第85号、議案第86号の2件は、水道局所管の議案でございますので続けて御説明いたします。

まず、議案第85号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、職員人員配置及び光熱水費、修繕料の追加に伴う増額補正が主なものであります。

予算書の1ページをお願いいたします。平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,248万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,638万1,000円と定めるものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものでござい

ます。

補正の内容につきまして歳入から御説明いたします。

6ページをお願いします。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料354万円の増額補正は、水道使用料の増であります。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金97万4,000円の増額補正は、高料金対策費の増であります。2項簡易水道繰入金、1目簡易水道基金繰入金607万4,000円は、簡易水道基金繰入金の追加でございます。

8款諸収入、1項、1目雑入190万円の増額補正は、水道施設被害に伴う災害保険金でございます。

次に、歳出について御説明いたします。8ページをお願いします。1款簡易水道費、1項水道管理費、1目一般管理費508万4,000円の増額補正は、職員の人員配置に伴う職員手当の追加補正が主なものであります。2目施設管理費740万4,000円の増額補正は、修繕料の増及び電気料金の改定増と電気使用施設の増によるものが主なものであります。

2項1目水道建設費でございますが、予算の増減はありませんが、細節において水道管移設工事追加に伴いほかの工事費減額分を追加工事に充て調整しております。

以上が、議案第85号の概要であります。

続きまして、議案第86号、平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の追加補正につきましては、人事異動に伴うもので、予算不足分を追加するものであります。

予算書の1ページをお願いいたします。第1条、平成25年度対馬市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次のとおり定めるものであります。

第2条、平成25年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を第1款水道事業費用2億7,540万3,000円に補正するものであります。

第3条、予算第8条中、職員給与費7,705万7,000円を7,834万7,000円に改めるものであります。

補正の内容について御説明いたします。6ページをお願いします。収益的支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用、1目配水及び給水費77万2,000円の増額及び2目総係費51万8,000円の増額補正は、いずれも人事異動に伴う職員手当の増額が主なものでございます。

以上、議案第85号、86号の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、福祉保健部関係、議案第78号から83号までの6件について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

次に、水道局関係議案第85号及び86号の2件について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております9件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。9件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

議案第78号、平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第79号、平成25年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第80号、平成25年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第81号、平成25年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第82号、平成25年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第83号、平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第84号、平成25年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第85号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

議案第86号、平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第87号

日程第32. 議案第88号

日程第33. 議案第89号

日程第34. 議案第90号

日程第35. 議案第91号

日程第36. 議案第92号

○議長（作元 義文君） 日程第31、議案第87号、対馬市情報センター条例の一部を改正する条例から、日程第36、議案第92号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括議題となりました議案中、議案第87号、対馬市情報センター条例の一部を改正する条例につきましては総務部の所管でございますので、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案の7ページでございます。平成24年8月、消費税法の一部を改正する法律が成立をし、去る10月1日、消費税率を平成26年4月から8%とすることを政府は閣議決定をしまして、

平成26年4月より消費税の3%引き上げが正式に決定をされてきたところでございます。

本市が設置をいたしますCATV施設の使用料は同条例第11条によりまして、それぞれ一般世帯1,000円、専用事業所2,000円、インターネット使用料2,500円と定めており、現行消費税の5%を含まれた内税方式での金額でございます。

このたびの消費税8%への引き上げに伴いまして、それぞれ一般世帯1,029円、専用事業所2,057円、インターネット使用料2,571円と改正をしようとするものでございます。

なお、附則で、本条例の施行日を平成26年4月1日と定めております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） ただいま一括議題になりました議案の中で、市民生活部の関連の議案、第88号について説明を申し上げます。

議案第88号、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。このたびの改正は、市が行う事業系一般廃棄物の処理について必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の適切な処理を行うため、所要の条例改正を行おうとするものであります。

第2条につきましては、別冊新旧対照表の5ページに記載のとおり、本条の全部を改めるもので、本条例における用語の意義を定めるものであります。

続きまして、第7条以降を2条ずつ繰り下げ、新たに第7条に市が行う事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分の条件について、第8条に大量に一般廃棄物を排出する事業者に対する市長の指示について追加し定めるものであります。

続きまして、ごみ処理手数料について別表の全部を改め、別冊新旧対照表の7ページから8ページに記載のとおり定めるものであります。

それから、附則におきまして施行日を平成26年4月1日とし、事業系指定ごみ袋に係る所要の準備及びごみ処理手数料の徴収については、施行日前においてもできるものとするということをやっております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議のほど御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括議題となりました議案のうち議案第89号、議案第90号、議案第91号の3件は水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

今回の改正につきましては、平成26年4月より実施されます消費税率の5%から8%への引き上げ改正に伴う料金の改定でございます。

まず、議案第89号、対馬市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案集11ページをお願いいたします。新旧対照表は9ページでございます。対馬市集落排水処理施設条例、平成16年対馬市条例第174号の一部を次のように改正しようとするものであります。第22条第1項中、基本料金と超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額を基本料金と超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額に改めようとするものであります。

附則で条例の施行日を平成26年4月1日と定め、平成26年5月分として徴収する料金から適用すると定めております。

続きまして、議案第90号、対馬市水道条例の一部を改正する条例について、内容の御説明をさせていただきます。

議案集13ページをお願いいたします。新旧対照表は10ページ、11ページでございます。本条例の改正につきましても、議案第89号と同じく消費税率の改定に伴うもので、対馬市水道条例の一部を次のように改正しようとするものであります。第24条第1項の表を消費税込みとして表記されております表記を、税抜き額表示に改めようとするものであります。

次に、第24条第2項中、基本料金と超過料金との合計額を基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額に改めるとするものであります。

次に、第33条第2項中、給水装置の新設工事については、次の表に定める額を、給水装置の新設工事については、次の表に定める額に100分の108を乗じて得た額に改め、同項の表を次のように税抜き額に改めるものであります。

附則で条例の施行日を平成26年4月1日と定め、第24条の規定は平成26年5月分として徴収する料金から適用すると定めております。

続きまして、議案第91号、対馬市簡易水道条例の一部を改正する条例について内容の御説明をさせていただきます。

議案集15ページをお願いいたします。新旧対照表は12、13ページでございます。本条例の改正につきましても消費税率の改定に伴い対馬市簡易水道条例の一部を次のように改正しようとするものであります。

第24条第1項の表を対馬市水道条例と同様、消費税込みとして表記されております表記を税抜き額表記に改めようとするものであります。

次に、第24条第2項中、基本料金と超過料金との合計額を、基本料金と超過料金との合計額

に100分の108を乗じて得た額に改めるとするものであります。

次に、第33条第2項中、給水装置の新設工事については、次の表に定める額を、給水装置の新設工事については、次の表に定める額に100分の108を乗じて得た額に改め、同項の表を次のように税抜き額に改めるものであります。

附則で条例の施行日を平成26年4月1日と定め、第24条の規定は平成26年5月分として徴収する料金から適用すると定めております。

以上、簡単でございますが、議案第89号、第90号、議案第91号の説明を終わります。何とぞ御理解いただきまして、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 続きまして、議案第92号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集17ページをお願いいたします。このたびの改正は建築基準法施行令及び消防法施行令の改正により、避難階の指定及び消防用機械器具等の検定品目の見直しが行われ、条例第29条の3及び第29条の4の条文中におきまして、条のずれや号のずれが生じたので、所要の改正を行うものでございます。

附則に施行期日を定め、参考資料として新旧対照表を14、15ページに添えております。大変簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから6件について質疑を行います。質疑はありますか。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 消費税に対する公共施設の利用料金について全般的なことをお伺いすることになりますので、多分、総務部長にお伺いする形になるかと思います。

水道料金のような公共施設につきましては、消費税の上乗せというのは特に問題ないと思うのですが、指定管理者に対する消費税、これ情報センター条例につきましては、指定管理者に対する料金でしたので問題ないと思うんですが、これから指定管理者の方々には年度末になりまして事業計画を立てられるかと思いますが、この12月議会で上程されなかったということは、数限りないサービスをする指定管理者の利用料金がありますが、上げないおつもりなんですか。よろしく御願いします。

○議長（作元 義文君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 7番議員のお尋ねでございますけれども、基本的に今回お願いいたしますのは市民の皆様から消費税額をお預かりをいたしまして、国税当局のほうに払い込まなければならない、そういう公共料金についてのみ、そして、なおかつ改正後のこの料金等につきま

しては市民の皆様のほうに早い段階のうちにお知らせをしなければならないという、そういう観点からこの12月の議会にお願いをするということでございます。

ただ、黒田議員のお話のとおり、対馬市にも他に多くの公共料金があります。基本的にその公共料金につきましても見直しをすべきか、次の10%の段階まで見送るべきか、庁内でもいろいろ議論をいたしました。基本的に、まず、指定管理等が発生をしない、指定管理等にその施設の管理を委託をしていない、そういう公共料金等につきましては、その使用料そのものにつきましては、当然消費税の課税対象ではございますけれども、その分につきましては、地方公共団体の特例というのが消費税の中にございまして、その分につきましては国税当局のほうには振り込みをしなくてもよろしいですよという、そういう特例もございます。

ただ一方、指定管理業者のほうに委託をお願いしておる公共施設等々につきましては、当然の事ながら今回の公共料金を見送ることによりまして、その指定管理者のほうが何らかの損失と申しますか、支払いのほうが発生をしていくということは承知をいたしております。

したがって、そういう部分につきましては、次回の3月の議会ということもまたあるのかなということでございまして、基本的には次の10%の段階まで見送るということでございますけれども、くどいようでございますが、指定管理に委託をお願いしとるという部分につきましては、その限りではないという部分で、現在それぞれの担当部署のほうにおいて検討中だということとで御理解をいただきたいなと思います。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 3月に整理をされて、3月議会に上程されるか、しないというお話でした。やっぱり指定管理者というのは一般企業が受けますので、皆様方から見ればたかが3%とお考えでしょうけど、この指定管理者自体は市民から受け取る利用料金と指定管理委託料で経営しておりますので、なるべくわかった段階でお知らせをしてほしいと思います。

ちょっと余談になりますけど、このいい機会ですから、ぜひ今韓国人の方がよくキャンプ場を使っていたいてくれておりますが、やっぱり税金を市民税とか、そこら辺の問題を考えますと、対馬市民より韓国の方がよく使われてるということで、これはいい機会ですので、そういった分についてはぜひ料金を上げていただくよう検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（作元 義文君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいまの御質問でございますけれども、黒田議員のお尋ねの趣旨は、いわゆる公園施設等という部分についてのお話だろうかと思いますけれども、それらに対しましても、先ほどの答弁同様、同じような捉え方の中で3月までの間に方向性を見出していきたいなというように考えてます。

以上です。

○議長（作元 義文君） いいですか。はい、5番、渕上清君。

○議員（5番 渕上 清君） 88号議案に関連して質問します。

市長、ようやく事業系ごみの一般廃棄物の取り扱いの正当な姿を条例化いただきました。ようやくわかっていただいたなと喜んでおります。おかげで私は議員に当選以来、この議場で発言したのは最初の一般質問から廃棄物の事業系ごみの処理の問題についてがほとんどで、最初の質問から市長とも、担当ともかみ合いませんでした。おかげで3回も4回も質問をいたしました、結局このことなんですよ、しっかりと最初から質問の中身を勉強していただいてですよ、しっかりした答弁をいただくと、1回の質問で終わるような話が3回も4回、質問する結果になりました。おかげで市民の皆さんからは、渕上議員は、まあ私事で恐縮ですが、「町長までしておつてごみのことしか質問できない議員ですか」と随分言われました。もう少ししっかりと勉強してから答弁してください。この88号、大いに結構です、ありがとうございます。

それで、これに関連して市長にお伺いします。この改選前の3月議会において市長に質問をしました。非常に市長にとっては厳しい言葉だったかもしれませんが、対馬市の事業系ごみの取り扱いについて詐欺的な行為があるとまで私は詰め寄りましたが、市長はその答弁の折に、「法的なことであるので、10年間さかのぼってそれなりの専門家と協議をして回答します」と回答いただきました。待つておりました。いまだ何の回答もありません。

私はその折、「10年前というのは町村合併前のことになりますから、そこまで調査をいただかなくても結構です」と申しまして、「法的な問題ですから10年前まで調査をさせていただきます」という答弁でした。その専門家との協議の結果についてお知らせください。

それと、結局この問題はまだ処理ができていないのは、平成23年、24年は市のほうが事業系ごみの収集を市で指示しておきながら、いまだその改善した策をとろうとしていないんです。そのことについて、もう契約期間の最後の時期でございますから、そのまま打ち過ごすのか、何か法的な関係者と協議の結果、やはり市の方のやり方がまずかったからしっかりと善処しますとおっしゃるのか、その辺について御回答いただきます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この廃棄物の収集問題につきましては、今収集業者の方たちと担当課との間で協議、話し合いがなされ、一定の御理解をいただいて今収集をさせていただいてるというふうに私のほうは理解を今しております。（「ちょっと待って、その専門家との協議の結果をお知らせください」と呼ぶ者あり）

私が直接専門家にそのことを問い合わせたわけではございません。そういう中、先ほど申しましたように、事業、収集事業者の方と私どもとの間で協議が、全員との協議が整い、今の方向性、

打ち出した方向性で納得をしていただいたというふうに報告は届いておるところであります。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） 御質問の第1点目の件なのですが、債権として10年、法的には効力があるという形で、調査をしなければならんということはございます。その関連で実際の実務の中で、過去にさかのぼって証拠書類が出せるかといったら出せなかったものですから、わかる範囲で、公共の事業系ごみについてははっきりした数量等がわかりましたので、それを含めた形で業者の方にはその手数料っていいですか、収集の手数料について増額した形で整理をしております。

今後、ことしについても事業系ごみについての収集手数料っていいですか、収集料については、そのごみの数量を把握して増額の形で契約っていいですか、変更をしております。

今後の問題については、今回の事業系ごみの条例に基づいて正確に把握してまいりたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 何かちぐはぐな答弁ばかりですね。市長、あなたがおっしゃったんですよ、私は「そこまで調査していただかんでも結構だ」と言っても、「10年さかのぼって、その法的な問題ですから専門家と調査をさせていただきます」と、私は「そこまでせんでいい」と言っても、あなたが聞かなかったんですよ。そして私はそんな方と相談したわけじゃありませんがという答弁は何ですか。私は「そこまでなくてもいい」と言っても、あなたは「法律の問題ですから、そういうわけにはいきません」といって言い切ったじゃないですか。だから私はずっと待ったんです。もう去年の3月の話、ことしの3月か。やがて9カ月、もうそろそろ何か返事があるだろうと思って待たしても全然なし。こういう議案の提案がなされたことは大いに結構です。これで頑張ってください。しかし、まだ質問中ですが、部長、あなたおっしゃいました契約変更あったのは知ってるんです。それは平成25年度分についてのみあってるんですよ。23、24年度についてはそのままなんです。だからその辺はどうされますかということ聞いてるんです。どうぞ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私の発言の責任をとれと、今そういうふうなことでございます。私自身も今のようなことで10年さかのぼらなくてはいけないというふうに法律の基本は思っておりますので、ところが今証拠書類等のこと等があるというように部長も申し上げたとおりでございますけれども、私の言葉というもので誤解を招いた責任ということであるならば、私も一定のそれについて責任をとりたいというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 責任とか何とかですね、何を言ってんですか。議会に対してですよ、市長みずからがこういうふうにしますと、調査をしますと言ったことはちゃんと調査をしてこうこうでありましたという報告するのが当然じゃないですか。それをしていないから何か責任云々じゃなくて、することをしてくださいと、しかし結果的にはこういう形になりましたから、大いに良としますが、2カ年の契約変更なされてないごみ収集を強要した分はどう、このままでいくんですか、修正をされるんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） それについては2カ年で業者の方たちと話し合いが整ったというふうなことで聞いております。それで10年さかのぼるということはありません。私の発言が今のようなことになり、また報告をしてないということで、今議会に対してのお叱りを、議会のほうからのお叱りを受けておりますけども、このような報告がなかったことに対して私は責任をとります。皆様方の不信感を抱いて、抱かせてしまったということに対しまして、しかるべきときにこの職を辞します。（「何を言ってる。ちょっと待ってくださいよ。もう1回発言」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） はい、もう1回だけ。5番、淵上清君。

○議員（5番 淵上 清君） 今市長も担当部長も業者の方としかるべく話をして、解決してるんだというようなお話でしたが、市長が、発注者側がいろいろ仕事を、市の仕事を受け持つ方々、指名を受けて、入札をしてですね仕事をしてるんです。発注者側からそう言われると、そうすかというんでしょうけど、前の議会のときには全員からの了解はもらったということは発言はあっておりません。全員もらって、全員はもらってないという発言もいただいたんですが、全員そんな了解をされたんですか。そんな引き継ぎあつとるはずないですよ。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） ごみ収集の契約期間は3年間ございます。今回問題提起がありました事業系ごみについては、その収集代の中には含まれておりませんでしたので、もうわかる範囲の中で3年分っていいですか、23、24、25年までの契約期間ですので、その2年分とことしの分含めた形での増額という契約変更を業者の方と市のほうとで精算するというところで納得いただいとるかと考えております。

債権10年にさかのぼるということについては、その資料的にそろわないということもありますんで、そこの今回の増額部分で了解していただいたという認識でおります。（「全然違うとすな、よう引き継ぎ受けとらんですね、私がいろいろ聞いたのと全然違う答弁です。ちょっとすんません、何度も、3年分契約変更で増額してないんですよ、しとるですか」「議長、休憩しよう」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） ちょっと暫時休憩しましょうかね。

午後4時49分休憩

午後4時52分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

ほかに。3番、入江有紀君。（発言する者あり）いやいや、この案件は初めて。はい、どうぞ。
3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 水道料金についてお尋ねしたいんですが、6カ町の水道料金合併して全部まちまちなんですが、何年度をめどに統一料金になりますか。このまま各町まちまちなままでいくつもりでしょうか、お答えください。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） ただいまの質問でございますけれども、料金の統一はいつなのかということでございますが、以前の報告でも29年をめどに会計統合とあわせて料金の統一を図ってきたいということで考えております。

○議長（作元 義文君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 時間が延長しますが単純な質問ですが、総務部長、今この条例で、この公共料金の改正が条例変更なされておりますが、ちょっと気になるのは、この何ていいですかね、情報センター条例は、これは内税、あと水道料金その他改正は外税、これはまた内税にしますと、また料金改定の条例変更が1年後に出てくるんですが、この点の何か分けなきやいけない理由が何かあるんでしょうか、その点ちょっと、この件については委員会付託が省略される予定ですので、1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（作元 義文君） 総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） 失礼いたします。今回センター条例の消費税が内税、水道料金は外税ということでございますけれども、その特段センター条例につきましても内税ですか、外税ですかという詰めたところまでの議論は正直もうしておりません。ただ、現行の一般家庭でしたら1,000円という部分が内税でございますものですから、もうその部分に3%を加算をし、そのまま内税のままで行ったと。

ただ、一方、円まで当然生じてまいります。公共料金等につきましては10円単位で丸めたりするケースもございますけれども、この件につきましては指定管理で業者のほうに委託をお願いしておるという観点から、その丸めるということによりまして、指定管理業者のほうに負担を生じさせ得るといふ、そういった問題もございまして、もうストレートに円単位まで内税方式をお願いをしたということでございます。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） その指定管理者のほうの徴収軽減を図るということですが、水道料金は以前はもちろん内税で料金、条例されてました。今回、次の消費税の改定に伴って今回外税扱いにする、それは理解できるんですが、同じ公共料金の中で内税、外税と、こういろいろ出てくるものですからね、なかなか理解しにくい点があったものですから、できたら、どこかの時点で、指定管理者の料金はなかなかそこらあたりが難しいと思うんですけど、こちらで設定するのがですね。だからちょっと気になったものですから質問いたしました。これは単純な問題ですけど、委員会付託が省略される予定ですので、一応確認のためにお聞きしました。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております6件のうち、議案第88号を除く5件は委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号を除く5件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから5件について、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第87号、対馬市情報センター条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号、対馬市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号、対馬市水道条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号、対馬市簡易水道条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号、対馬市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、配付しております議案審査付託表のとおり、厚生常任委員会に付託します。

暫時休憩します。開会を5時10分から。

午後4時59分休憩

.....
午後5時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第37. 議案第93号

日程第38. 議案第94号

日程第39. 議案第95号

日程第40. 議案第96号

○議長（作元 義文君） 日程第37、議案第93号、対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例から日程第40、議案第96号、対馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてまでの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括議題となりました4件の議案につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案の19ページでございます。

まず、議案第93号、対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございますが、対馬市の現在の組織機構は、平成20年8月に大きく改編し、支所を地域活性化センターに改称をするなど、その後、平成22年4月に一部改組してまいりましたが、定員適正化計画を上回る実績での職員数の減少が進んでおり、重要施策の推進、行政サービスの提供、山積する行政課題の解決などを迅速かつ円滑に推進していくことが厳しい状況となってきました。

このような状況の中、対馬の元気づくり、自立する島づくりのための施策実現、さらに、多様化する市民ニーズに対応する組織づくりのために重要施策の推進をより加速化する部署の設置、地域活性化センターの統合などによる組織の再構築を行おうとするものでございます。

改編の主な内容につきましては、域学連携、エネルギー政策、交通運輸などの重要施策を重点的に取り扱う部署としまして、島づくり戦略本部を設置をし、施策の企画調整、市民協働、観光、商工業、国際交流などを取り扱う部署としまして総合政策部を設置をいたします。それに伴い地域再生推進本部、観光物産推進本部は発展的に解消をするものでございます。

福祉保健部につきましては、少子高齢化問題、子ども政策、医療行政の充実、さらに、国・県からの権限移譲などに対し迅速かつ的確に対応するために福祉部と保健部に分割し業務の充実を図ろうとするものでございます。

また、地域活性化センターにつきましては、これまで支所的な組織として地域の振興に業務を行ってまいりましたが、今回の改編により地域活性化センターを統合し、豊玉庁舎に中対馬振興部、上対馬庁舎に上対馬振興部を設置するものでございます。これまでの支所的な組織としての地域振興業務の部署ではなく、地方自治法第158条第1項の内部組織として、より積極的に、より重点的に、それぞれの地域振興に取り組んでいく部署と改めていこうとするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表の16ページをお願いいたします。16ページでございます。

第1条、対馬市部設置条例の一部改正でございますが、現在、2本部・6部体制を1本部・10部体制へ改編し、あわせて現在5カ所の地域活性化センターを統合再編し、2振興部へと改組し、地方自治法第155条第1項の組織から地方自治法第158条第1項に規定する内部組織として位置づけるものでございます。

また、部の分掌事務を次のとおり見直そうとするものでございます。第2条、対馬市地域活性化センター及び出張所設置条例の一部改正でございますが、新旧対照表の20ページを御参照く

ださい。

題名中及び条例中の地域活性化センター及び出張所を行政サービスセンターに、また、所管区域につきましても別表のとおり改めようとするものでございます。これは地域活性化センターの統合により縮小されます旧地域活性化センターについて、窓口業務を主とする部署としまして、行政サービスセンターを設置するものでございます。

以下、第3条から第9条までにつきましては、対馬市部設置条例の一部改正を行うことなどにより改正の必要が生じる条例を、それぞれ一部改正を行おうとするものでございます。

なお、附則におきまして施行日を平成26年4月1日といたしております。

続きまして、議案第94号、対馬市職員の給与の臨時特例に関する条例についてでございます。議案23ページでございます。

さきに発生した東日本大震災の復興財源に対処するに当たり、政府は平成24年2月29日、国家公務員の給与に関する臨時特例に関する法律を制定し、平成24年度、25年度の2カ年に限り平均7.8%の給与削減を実施しているところでございます。

また、平成25年1月24日の閣議で、地方公共団体においても平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与減額支給措置に準じて必要な措置を講ずるようと決定し、地方公共団体宛てに要請をしてきたところでございます。

政府は、この閣議決定により、平成25年度に地方公共団体に交付される普通交付税を平成25年7月から平成26年3月まで、各団体が給与削減を実施をすることを前提とした改正地方交付税法の成立をさせ、交付税を減額をしてきたところでございます。

今回の交付税の減額の措置を受け、全国知事会や全国市長会をはじめとする地方六団体は、給与削減を前提とした普通交付税を減額をする今回の措置は、地方は国に先んじて大幅な人員削減や独自の給与削減を断行し、総人件費を継続的に削減している。既に国を上回る普段からの行革を実施しているなど、地方自治の根幹を揺るがす問題であると一斉に抗議をしてきたところでございます。

本市におきましても、長崎県市長会と一緒に、政府宛て抗議を行ってきたところでございますが、県内各市の状況を見きわめ苦渋の判断をさせていただいたところでございます。

また、本市の職員組合への申し入れについてでございますが、条例案に示すような内容におきまして職員組合と協議をする中、平成25年10月28日に組合のほうとは合意に達したところでもございます。

そのような状況の中、政府は、平成25年11月15日の閣議におきまして、国家公務員の給与減額支給措置については、平成26年3月31日をもって終了する。地方公務員給与に関して減額要請を新たに行うことは予定をしていないという決定をし、地方宛てにその内容を通知した

ところでもございます。

以上のような状況の中、今回の交付税削減による影響回避のため、対馬市職員の給与を減額支給して対応するために臨時特例に関する条例を制定するものでございます。

制定内容につきましては、第1条で本条例の趣旨を定め、第2条で給料減額する期間を平成26年1月から9月までの9カ月間とし、各給料表の職務の級ごとに減額割合を定めております。その減額割合は2%から4.2%とし、9カ月間での給料等の減額総額を約5,500万円と見込んでおります。

以下、第3条から第6条までにつきましては、関係する条項等についての改正でございます。

なお、附則で本条例の施行日を平成26年1月1日、第3項で本条例の効力を失う日を平成26年9月30日というふうに定めております。

次に、議案第95号、対馬市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例についてでございます。

議案は29ページとなっております。

先ほど説明をいたしました議案第94号、対馬市職員の給与の臨時特例に関する条例において一般職員について給与を減額することとしておりますが、同様に市長、副市長及び教育長についても給与を減額するため、給与の特例に関する条例を制定するものでございます。

市長、副市長及び教育長の減額する期間は、一般職員と同様に平成26年1月から9月までの9カ月間で、減額割合を5%とし、9カ月間の給料等の減額総額は130万円を見込んでおります。

なお、今回の減額割合5%については、平成25年11月18日、特別職報酬等審議会に諮問をいたしましたところ、適当であるとの回答をいただいておりますので申し添えます。

なお、附則第1項で本条例の施行日を平成26年1月1日に、第3項で本条例の執行期間を平成26年9月30日までというふうに定めております。

最後に、議案第96号、対馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、提案理由とその内容を御説明いたします。

議案31ページでございます。

現在、対馬市では、平成26年4月1日の施行に向けまして組織機構の見直しを予定をしております。その見直しの一つとして、地域活性化センター及び出張所の統合見直しを進めております。この見直しにつきましては、行政サービスの低下を最小限に食いとめることが何よりも重要な課題であり、その対策の一つとしまして、市内の郵便局へ窓口業務の一部を委託しようとするものでございます。今回廃止をする琴出張所にかわる窓口としまして、琴郵便局へその業務の一部を委託するよう計画をいたしております。

また、市役所の出先機関から遠く離れ、諸証明の発行手続に不便を来たしていらっしゃる地区住民の方々への行政サービスの拡充を目的に、新たに市内4カ所の郵便局へその業務を委託しようとするものでございます。今回委託しようとする市内の郵便局は議案に掲げます佐護、鹿見、水崎、小船越の新たな4カ所、先ほど説明いたしました琴を含めて5カ所の郵便局でございます。この郵便局の選定につきましては市役所の出先機関からの距離、周辺地区の居住人口などを勘案をし、選定をさせていただいたところでございます。

次に、郵便局で取り扱う特定の事務の内容でございますが、議案に記載いたしますとおり、戸籍謄本及び除籍謄本等を含め5種類の業務を予定をいたしております。

また、事務の取り扱い期間でございますが、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間とし、以降順次更新をしていくという内容でございます。

それぞれの証明書の交付につきましては、ファクシミリ利用ということで交付は予定をしております、各郵便局へファクシミリの機器を設置をし、貸与を予定をいたしておりますが、ファクシミリから発行される各証明書につきましては何ら問題なく証明書として有効に使用ができるということでございますので申し添えます。

また、この特定の窓口事務を郵便局へ委託することにつきましては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律に定められた制度でございまして、既に県内では2市町、九州各県でも32を超える市や町、それから全国の自治体でも取り入れをされていらっしゃいます。現在まで何ら問題はなく、その業務が行われているというところでもございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから各議案ごとに質疑を行います。

議案第93号、対馬市行政機構の改革に伴う関係条例の整備に関する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第94号、対馬市職員の給与の臨時特例に関する条例及び議案第95号、対馬市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の2件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第96号、対馬市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま一括議題としております議案第93号から議案第96号までの4件は、配付しております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

日程第41. 議案第97号

○議長（作元 義文君） 次に、日程第41、議案第97号、新市建設計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） ただいま議題となりました議案第97号、新市建設計画の変更について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

この新市建設計画の変更につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案は別冊のほうに新市建設計画の変更分と新旧対照表を添付しておりますが、説明は資料の1枚目と2枚目でございます新市建設計画の変更についてということで、変更に係る概要を取りまとめておりますので、これにより説明をさせていただきます。

まず、この新市建設計画は、合併してできる新しい市の将来的なビジョン、大きな方向性を示すものでございまして、旧6町で設置されました合併協議会で平成14年4月に策定されたものであり、この新市建設計画に基づいて実施する公共的施設整備事業等に対し合併特例債が充当できることになっております。

今回、計画変更に至りました経緯は、その合併特例債の発行期限が5年間延長されたことによりまして、本計画についても5年間の延長に伴う計画変更が必要となったものでございます。変更の経緯につきましては、現在までに対馬市地域審議会の諮問、答申並びに県との協議を終えておりますので、本議会の議決を求めるものでございます。

計画変更の方針でございますが、平成22年度に策定いたしました第1次対馬市総合計画後期基本計画との整合性を図ったもので、基本方針や主要施策の基本方針の変更は行っておりません。

次に、主な変更点でございますが、計画期間を5年延長し、平成30年度までとしたこと。また、海、森林、地域コミュニティ、国際ビジネス、生ごみの五つの地域循環の項目を基本方針に追加しております。

主要事業につきましては、「よりあい処つしま」開設事業をはじめとした主要事業を追加しております。また、財政計画につきましては、平成30年度までの歳入歳出を各項目ごとに、過去の実績を基礎として普通会計ベースで策定をいたしております。そのほかは国勢調査等による統

計データの修正、第1次対馬市総合計画後期基本計画との整合性を図ったものであり、変更内容については軽微なものと捉えております。

なお、詳細につきましては、添付しております新旧対照表を御確認いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託します。

日程第42. 議案第98号

日程第43. 議案第99号

日程第44. 議案第100号

日程第45. 議案第101号

日程第46. 議案第102号

日程第47. 議案第103号

日程第48. 議案第104号

日程第49. 議案第105号

日程第50. 議案第106号

日程第51. 議案第107号

日程第52. 議案第108号

日程第53. 議案第109号

日程第54. 議案第110号

○議長（作元 義文君） 日程第42、議案第98号、対馬市公民館の指定管理者の指定についてから日程第54、議案第110号、あそうベイパークの指定管理者の指定についての13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 議案第98号、対馬市公民館の指定管理者の指定について、提案理由の説明をいたします。

議案集35ページをお開きください。

萩原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理につきましては、現在の指定期間が平成26年

3月31日までとなっています。対馬市公の施設の指定等に関する条例第5条第1項第4号の規定に基づき、同施設の管理指定につきましては、対馬市指定管理者選定委員会において、公募によらない候補者の選定を行うことで決定したところです。

現在の指定管理者である白子区との間で新たな指定管理についての協議を行い、事業計画案、収支予算案等の内容において合意に至りましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いしようとするものであります。期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5カ年間としております。

以上で議案第98号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第99号、対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定についてから議案第107号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定についてまでの9件について、順次その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の37ページをお願いします。

まず、議案第99号、対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者の指定についてでございますが、この施設の指定管理者は社会福祉法人梅仁会であり、指定管理期間の平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間が満了することから指定管理者の更新をするものであります。

公の施設の指定管理については、原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であるということは認識していますが、養護老人ホームについては入所施設であり、施設利用者と施設管理者との間に長期継続的な人的信頼関係が必要な施設であることから、また、利用者の利益保護を図る上で非公募といたしました。しかしながら、現在、指定管理者として指定している社会福祉法人に対し、指定管理者指定申請書の提出を求め、過去の実績から今後の事業計画等の審査を行いました。

指定管理者候補の選定に当たっては、外部からの委員を交えた対馬市指定管理者選定委員会により、選定方法及び基準に沿って審査した結果、募集要領の選定基準を満たし、健全な管理運営が見込まれることから今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市養護老人ホーム丸山の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市養護老人ホーム丸山。指定管理者となる団体の所在、長崎県対馬市豊玉町和板字和板原無番地。名称、社会福祉法人梅仁会。指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

次に、議案第100号、対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は、社会福祉法人米寿会であり、指定管理期間の平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間に満了することから指定管理者の更新をするものであります。

対馬市養護老人ホーム対馬老人ホームの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

非公募とした理由及び事業計画等の審査につきましては、先ほどの議案第99号と同様でありますので省略をさせていただきます。

施設の名称、対馬市養護老人ホーム対馬老人ホーム。指定管理者となる団体の所在、長崎県対馬市美津島町雑知乙511番地3。名称、社会福祉法人米寿会。指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

次に、議案第101号、対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は社会福祉法人長崎厚生福祉団で、指定管理期間の平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間に満了することから指定管理者の更新をするものであります。

公の施設の指定管理については原則公募で行う等々ございますが、特別養護老人ホームにつきましても入所施設であるということから、施設利用者と施設管理者との間の長期継続的な人的信頼関係等々ありますし、また、利用者の利益保護を図る上で非公募といたしました。しかし、現在の指定管理者として指定している社会福祉法人に対し指定管理者指定申請書の提出を求め、過去の実績から今後の事業計画等の審査をいたしました。

指定管理者候補の選定に当たっては、前にも申しましたように外部からの委員を交えた指定管理者選定委員会により、選定方法及び基準に沿って審査した結果、募集要項の選定基準を満たし、健全な管理運営が見込まれることから今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市特別養護老人ホームいづはらの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市特別養護老人ホームいづはら。指定管理者となる団体の所在、長崎県長崎市魚の町3番27号。名称、社会福祉法人長崎厚生福祉団。指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

次に、議案第102号、対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者の指定について、

その提案理由と内容の御説明を申し上げます。

この施設の指定管理者は社会福祉法人幸生会であり、指定管理期間の平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間で満了することから指定管理者の更新をするものであります。

非公募とした理由及び事業計画等の審査につきましては、先ほどの議案第101号と同様でございますので省略をさせていただきます。

対馬市特別養護老人ホームひとつばたごの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市特別養護老人ホームひとつばたご。指定管理者となる団体の所在、長崎県諫早市有喜町537番地2、社会福祉法人幸生会。指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第103号、対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は社会福祉法人対馬市社会福祉協議会であり、指定管理期間の平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間で満了することから指定管理者の更新をするものであります。

公の施設の指定管理につきましては原則公募を行い、透明性や公平性を確保することが重要であります。デイサービス事業は、広く地域に対してそのサービス提供を行っていることから、利用者と人間関係が老人ホーム等の入所施設より若干希薄であるという面と、人材の育成という観点では若干の不安は残るものの、競争により職員のサービス意識が向上し、広くニーズに応じたサービス提供が可能になるとのことから公募といたしました。公募の結果、現指定管理者から唯一指定管理者指定申請書の提出となりました。事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市デイサービスセンター御嶽の里。指定管理者となる団体の所在、長崎県対馬市豊玉町仁位94番地5、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会。指定管理の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

次に、議案第104号、対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は社会福祉法人慶長会であり、指定管理期間の平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間で満了することから指定管理者の更新をするものであります。

この施設の指定管理につきまして公募とした理由及び事業計画等の審査については、先ほどの

議案第103号と同様でありますので省略をさせていただきます。

公募の結果、現指定管理者から唯一指定管理者指定申請書の提出となりました。事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市デイサービスセンターなるたき園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市デイサービスセンターなるたき園。指定管理者となる団体の所在、長崎県対馬市上対馬町大浦66番地1。名称、社会福祉法人慶長会。指定管理の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

次に、議案第105号、対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は社会福祉法人慶長会であり、指定管理期間の平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間が満了することから指定管理者の更新をするものであります。

この施設の指定管理につきましては、公募とした理由及び事業計画等の審査につきましては、先ほどの議案第103号と同様でありますので省略をさせていただきます。

公募の結果、現指定管理者として指定している社会福祉法人慶長会から唯一指定管理者指定申請書の提出となりました。事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市デイサービスセンター合歓の木園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市デイサービスセンター合歓の木園。指定管理者となる団体の所在地、長崎県対馬市上対馬町大浦66番地1、社会福祉法人慶長会。指定管理の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第106号、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は社会福祉法人あすか福祉会であり、指定管理期間の平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間が満了することから指定管理者の更新をするものであります。

この施設の指定管理につきましては原則公募を行い、透明性や公正性を確保することが重要であります。この施設の事業は、高齢者のため、居宅において生活することに不安のある者に対し必要に応じ住居を提供することと、各種相談及び助言等のサービス提供を行っていることから、競争により職員のサービス意識が向上し、広くニーズに応じたサービス提供が可能となることから公募といたしました。

公募の結果、現指定管理者として指定している社会福祉法人あすか福祉会から唯一指定管理者指定申請書の提出となりました。事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」。指定管理者となる団体の所在、長崎県対馬市厳原町田渕933番地。名称、社会福祉法人あすか福祉会。指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

最後に、議案第107号、対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この施設の指定管理者は社会福祉法人米寿会であり、指定管理期間の平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間が満了することから指定管理者の更新をするものであります。

この施設の事業は、障害児等に通園の場を設けて日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応の訓練を行うことにより、自立助長と福祉の増進を図ることであり、競争により職員のサービス意識が向上し、広くニーズに応じたサービス提供が可能になることから公募いたしました。

公募の結果は、現指定管理者として指定している社会福祉法人米寿会から唯一指定管理者指定申請書の提出となりました。事業計画等を審査したところ、今後も指定管理者として妥当であると決定したところであります。

対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称、対馬市こどもデイサービスセンター。指定管理者となる団体の所在、長崎県対馬市美津島町雑知乙511番地3。名称、社会福祉法人米寿会。指定の期間でございますが、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間としております。

以上、9件の議案について何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 次に、峰地域活性化センター部長、志田博俊君。

○峰地域活性化センター部長（志田 博俊君） 引き続きまして、議案第108号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

議案集は55ページでございます。

対馬市温泉施設ほたるの湯は、平成17年3月から市民の憩いの場、ふれあいの場や健康増進と福祉型施設として供用開始し、8年が経過しました。また、平成21年度からは社会福祉法人梅仁会が指定管理者として管理運営を行ってきましたが、5年間の指定管理期間が平成26年

3月31日をもって終了することから、平成26年度からの新たな指定管理を行うため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行った結果、1団体のみの申請でありました。

指定管理者候補の選定に当たっては、対馬市指定管理者選定委員会により選定方法及び審査基準に沿って事業計画等の慎重な審査を経て、その結果、社会福祉法人梅仁会を指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

なお、指定管理の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議のほど御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 議案第109号、対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

議案集は57ページでございます。

本施設の管理運営につきましては、平成26年3月31日をもって契約期間が満了となります。よって、関係条例による公募によらない候補者の選定などにより、引き続き株式会社まちづくり厳原、理事長、浦田一朗氏を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者候補の選定に当たりましては、対馬市指定管理者選定委員会により選定方法、選定基準に沿って審査をした結果、募集要項の選定基準を満たし、株式会社まちづくり厳原は、交流センター建設計画の段階からテナント構成などとともに地下駐車場のあり方につきましても本市と協議を重ねるなど、厳原中心市街地の活性化を目的に設置されました対馬市の出資法人であることや、管理経費につきましても、清掃、消防設備点検、特定建築物衛生管理業務委託など、テナント部門と駐車場とあわせた見積書を徴集するなど安価な契約が可能となり、経費節減が図られるなど、対馬市の委託料支出が発生することなく対馬市交流センターの複合施設としての利用向上、中核的駐車場として健全なる管理運営が見込まれることから、株式会社まちづくり厳原を指定管理者候補として選定いたしました。

指定管理期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5カ年を予定いたしております。

以上が提案理由でございます。御審議の上、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 次に、美津島地域活性化センター部長、八坂一義君。

○美津島地域活性化センター部長（八坂 一義君） 引き続き、一括議題となりました議案第110号、あそうベイパークの指定管理者の指定について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

議案集の59ページをお願いいたします。

あそうベイパークは、平成6年から多目的広場、キャンプ場等、スポーツ及びレクリエーションの場としてご利用いただいております。現在の指定管理者の指定管理期間が平成26年3月31日をもって終了することから、平成26年度からの新たな指定管理を行うため、対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募を行った結果、1団体のみ申請でありました。

指定管理者の選定に当たっては、対馬市指定管理者選定委員会により選定方法及び審査基準に沿って事業計画等の慎重な審査をした結果、引き続きグリーンアイランド合同会社を指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

施設の名称、あそうベイパーク。指定管理者となる団体、所在、長崎県対馬市美津島町雞知乙484番地2。名称、グリーンアイランド合同会社。指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日までといたしております。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから13件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 議案第99号から議案第107号のことをお尋ねしたいんですけど、何でこれは非公募なんでしょうか。議案第99号から議案第107号。

○議長（作元 義文君） これは厚生委員会に付託しますので、そこでしっかり聞いてください。

○議員（3番 入江 有紀君） はい。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第98号から議案第110号までの13件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第55. 議案第111号

日程第56. 議案第112号

日程第57. 議案第113号

○議長（作元 義文君） 日程第55、議案第111号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（貝口地区）から日程第57、議案第113号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾）の3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案第111号から議案第113号までの3議案につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

はじめに、議案第111号並びに議案第112号のあらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての2議案につきましては、地方自治法第9条の5、第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法260条第1項の規定により字の区域を変更するものでございます。

はじめに、議案第111号の貝口地区でございますが、議案書の61ページをお願いいたします。

本件は、長崎県が整備をいたしました水崎漁港関連道整備事業により道路用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を豊玉町貝口字テナシ浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図及び字図を添付いたしておりますが、黒で表示している部分の豊玉町貝口字テナシ浦126の1に隣接する道路地先並びに126の5及び127の2地先で、面積2,055.64平方メートルの土地でございます。

次に、議案第112号の久原地区でございますが、議案書の67ページをお願いいたします。

本件は、対馬市が整備をいたしました市道女連津柳線道路改良事業に伴い、護岸敷き並びに道路敷きとして公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を上県町久原字在家に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図及び字図を添付いたしておりますが、本箇所は黒で表示いたしておりますとおり久原川で1区と2区に分かれております。まず1区でございますが、上県町久原字在家147の1及び147の3地先並びに147の1に隣接する水路地先で、面積1,007.24平方メートル、2区につきましては上県町久原字在家122の2及び122の3地先並びに122の2に隣接する水路地先で、面積4.65平方メートルの土地でございます。

次に、議案第113号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾）でございますが、議案書の73ページをお願いいたします。

本議案は、国と長崎県が並行して整備を進めております厳原地区旅客ターミナル再編事業のうち、国直轄事業に伴う公有水面埋立免許出願に係る意見について異議のない旨、長崎県知事に答申するため、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

埋め立ての必要性につきましては、議案書の77ページの埋立必要理由書のとおりでございますが、今回の厳原地区旅客ターミナル再編事業がフェリー及びジェットfoil対応の岸壁整備となっております。地形的に用地確保が困難であることから既設岸壁の前面を埋め立てて用地を確保するものでございます。

議案書82ページの位置図並びに83ページの実測図で黒く示した部分の3,296.74平方メートルを埋め立てるものでございます。

なお、長崎県の埋め立て分につきましては、公有水面埋立法第3条第1項に基づく埋立免許願書の縦覧期間が12月12日までとなっておりますことから追加議案で上程させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 提案理由の説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから3件について一括して討論を行います。

議案第111号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（貝口地区）、議案第112号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（久原地区）、議案第113号、港湾区域内公有水面の埋立てについて（厳原港湾）の3件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

3件については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。3件は原案のとおり可決されました。

日程第58. 議案第114号

○議長（作元 義文君） 日程第58、議案第114号、損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま議題となりました議案第114号、損害賠償の額の決定について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案集85ページをお願いします。

損害賠償につきましては、国家賠償法第1条第1項の規定により、損害を賠償する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、平成25年3月30日、特別養護老人ホーム日吉の里の浴室洗い場において、入浴させていた利用者の身体を拭き取っていたところ、利用者の身体を支えていた介護職員が足を滑らせ転倒し、そのはずみで利用者も介護職員の上に落下し転倒して頭と胸を打ち負傷したものであります。およそ1カ月半の入院を含め長い治療期間を要しました。負傷されました利用者様には肉体的にも精神的にも大変な御苦痛を与えました。また、家族の方にも多大な御心配と御迷惑をおかけしたことを心からおわび申し上げます。今後はこのようなことがないように施設管理並びに職員の管理に十分気をつけてまいります。

損害賠償金につきましては、全国社会福祉協議会の「しせつの損害補償」に加入しておりますので全額保険会社が支払うこととなります。

以上、大変簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。

議案第114号について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第59. 諮問第7号

日程第60. 諮問第8号

○議長（作元 義文君） 日程第59、諮問第7号及び日程第60、諮問第8号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま一括議題となりました諮問第7号及び諮問第8号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、その提案理由を御説明いたします。

今回御提案いたします委員につきましては、現委員2名の任期が平成26年3月31日をもって満了となるため、諮問第7号、一宮徳秀氏及び諮問第8号、永留堯吉氏を新たに委員としてお願いするものです。

一宮徳秀氏は、上対馬町西泊219番地にお住まいで、平成9年より西福寺の住職として御活躍されております。また、地域の活動にも精力的に参加され、人望も厚く、地域区民からも信頼されております。

また、永留堯吉氏は、峰町三根1461番地1にお住まいで、現在、対馬島郷土芸能保存会、三根上里盆踊り保存会等の伝統文化の保存活動をはじめ、多種多様な活動に御尽力いただいております。人権活動に関しましても見識が豊富であります。

このように今回諮問いたしますお二人は、広く社会の実情に精通され、人格、識見ともに申し分なく、人権擁護委員として適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を願うものであります。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 提案理由の説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件について、各案ごとに討論、採決を行います。

諮問第7号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第7号は、一宮徳秀氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第7号は、一宮徳秀氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第8号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第8号は、永留堯吉氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第8号は、永留堯吉氏を適任とすることに決定しました。

日程第61. 同意第10号

○議長（作元 義文君） 日程第61、同意第10号、対馬市名誉市民の選定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま議題となりました同意第10号、対馬市名誉市民の選定について、提案理由を申し上げます。

対馬市は、来たる平成26年3月1日に市制施行10周年の節目を迎えるところでございます。対馬の行く末を左右する重要なこの時期に名誉市民を選定し、その称号をお贈りすることができれば、対馬が対馬らしくあり続けるためにも極めて意義深いことであると存じます。

つきましては、厳原町日吉在住の永留久恵氏、93歳を名誉市民に選定しようとするものであります。永留氏は大正9年11月に生まれ、昭和15年3月、長崎師範学校を卒業後、海軍現役兵として真珠湾攻撃、ミッドウェー海戦を経験され、復員後、昭和51年に美津島町立雑知中学校長を最後に退職されるまで、主に対馬島内の小中学校に勤務されました。児童生徒の学力向上に尽力される一方、対馬の歴史、文化研究にも傾注され、島内の各町村史の編集を次々に手がけられました。特に昭和39年に発刊された新対馬島史の編集に当たってはリーダー的存在として活躍されるなど、対馬の歴史・文化を語る上で欠かすことのできない存在であります。国内外の

知名度も高く、平成21年に発刊された歴史書対馬国志に代表される多くの著作は、対馬の過去をひもとき、対馬の未来のありようを示す道しるべでございます。また、私が申し上げるまでもなく人格にもすぐれ、広く信頼を寄せられている方でございます。対馬市市制施行後初の名誉市民として適任であると考え、議会の同意をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

同意第10号、対馬市名誉市民の選定について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。同意第10号は同意することに決定しました。

日程第62. 請願第3号

日程第63. 陳情第4号

○議長（作元 義文君） 日程第62、請願第3号、対馬いづはら病院跡利用に関する請願書及び日程第63、陳情第4号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の2件を一括議題とします。

2件は、配付しております議案審査付託表のとおり、厚生常任委員会に付託します。

○議長（作元 義文君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後6時18分散会
